

要配慮者利用施設の

避難確保計画作成説明会



日時 令和2年2月14日（金）

場所 藤沢市役所 災害対策本部室

■本日のスケジュール

講習会内容	担当	時間配分	
		講演	累計
開会挨拶		5分	5分
1.講習会の開催目的及び避難確保計画作成の必要性について	藤沢市	10分	15分
2. 水害(洪水)への備え	神奈川県 河川課	15分	30分
3. 土砂災害への備え	神奈川県 砂防海岸課	15分	45分
4. 防災気象情報の利活用について	横浜地方 気象台	20分	65分
質疑応答		5分	70分
休憩		10分	80分
5. 避難確保計画作成方法	藤沢市	35分	115分
質疑応答		5分	120分

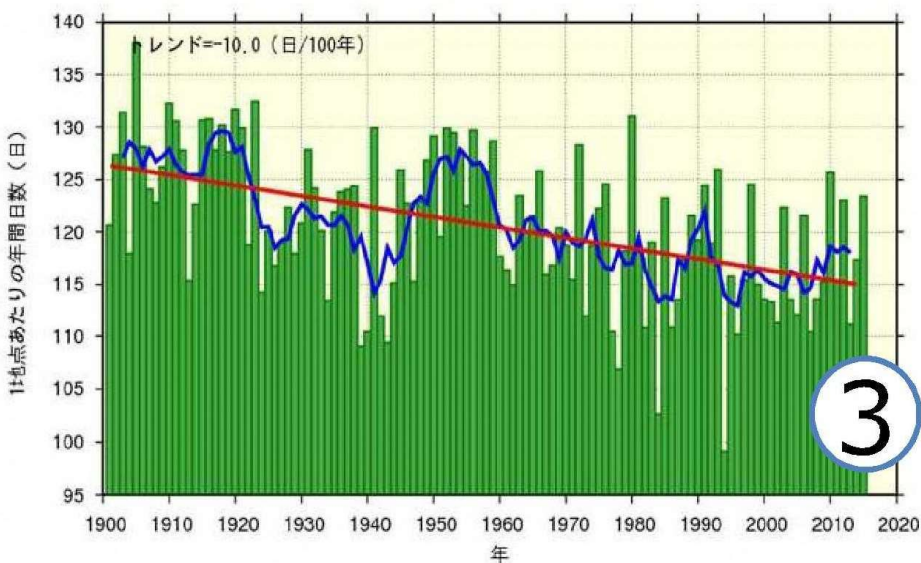
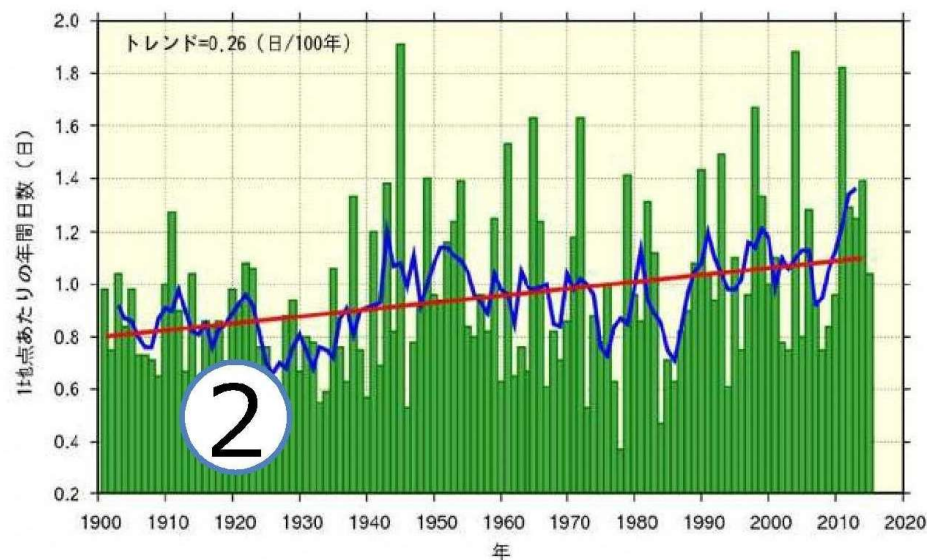
1. 講習会の開催目的及び 避難確保計画作成の必要性について

藤沢市

1. 風水害による被害の頻発

◇近年、「非常に激しい雨」や「大雨」の頻度は増加傾向にあります。【①・②】

◇年間の降雨日数は減少傾向にあり、気候の変化によるリスクの高まりが懸念されます。【③】



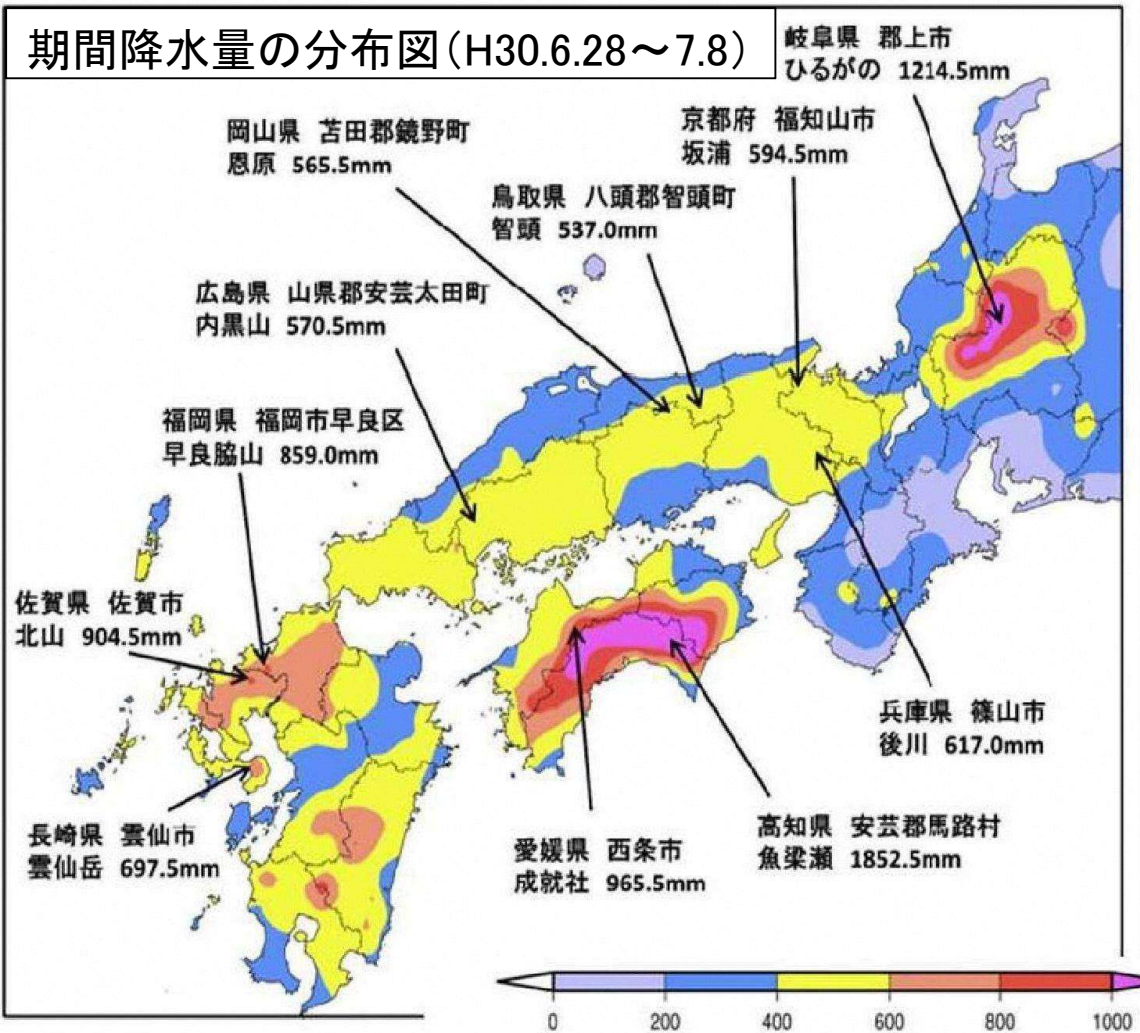
- ① 1時間50ミリ以上の激しい雨
年間発生回数 (1976年～)
- ② 1日に100ミリ以上の大雨
年間日数 (1900年～)
- ③ 年間の降雨日数 (日降水量1ミリ以上)
(1900年～)

1. 風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

- ◇西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
- ◇期間中の総降水量は四国地方で1,800mm超

期間降水量の分布図(H30.6.28~7.8)



岡山県倉敷市 小田川



愛媛県大洲市 肱川

1. 風水害による被害の頻発

H29年7月九州北部豪雨



写真:九州地方整備局

H27年9月関東・東北豪雨



写真:国土交通省

H21年7月中国・九州北部豪雨



写真:中国地方整備局

H28年8月 台風10号



写真:国土交通省

2. 避難確保計画作成の義務化

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

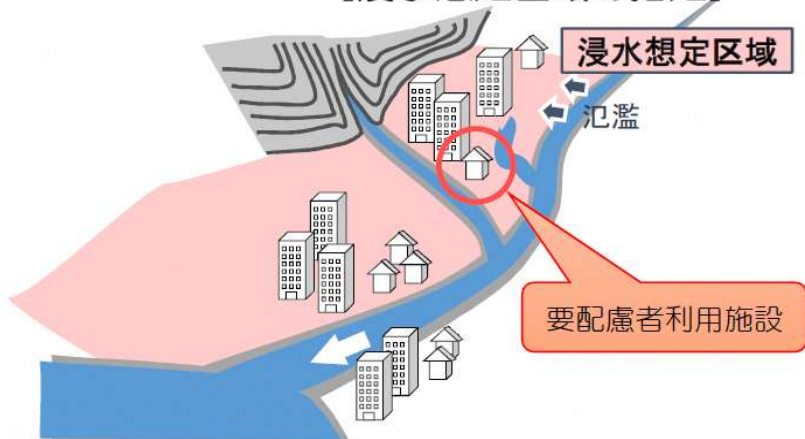
・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画作成・訓練の実施が義務化**されました。

・平成31年3月末時点での要配慮者利用施設（67,901施設）のうち、計画作成済施設は24,234施設（約35.7%）です。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

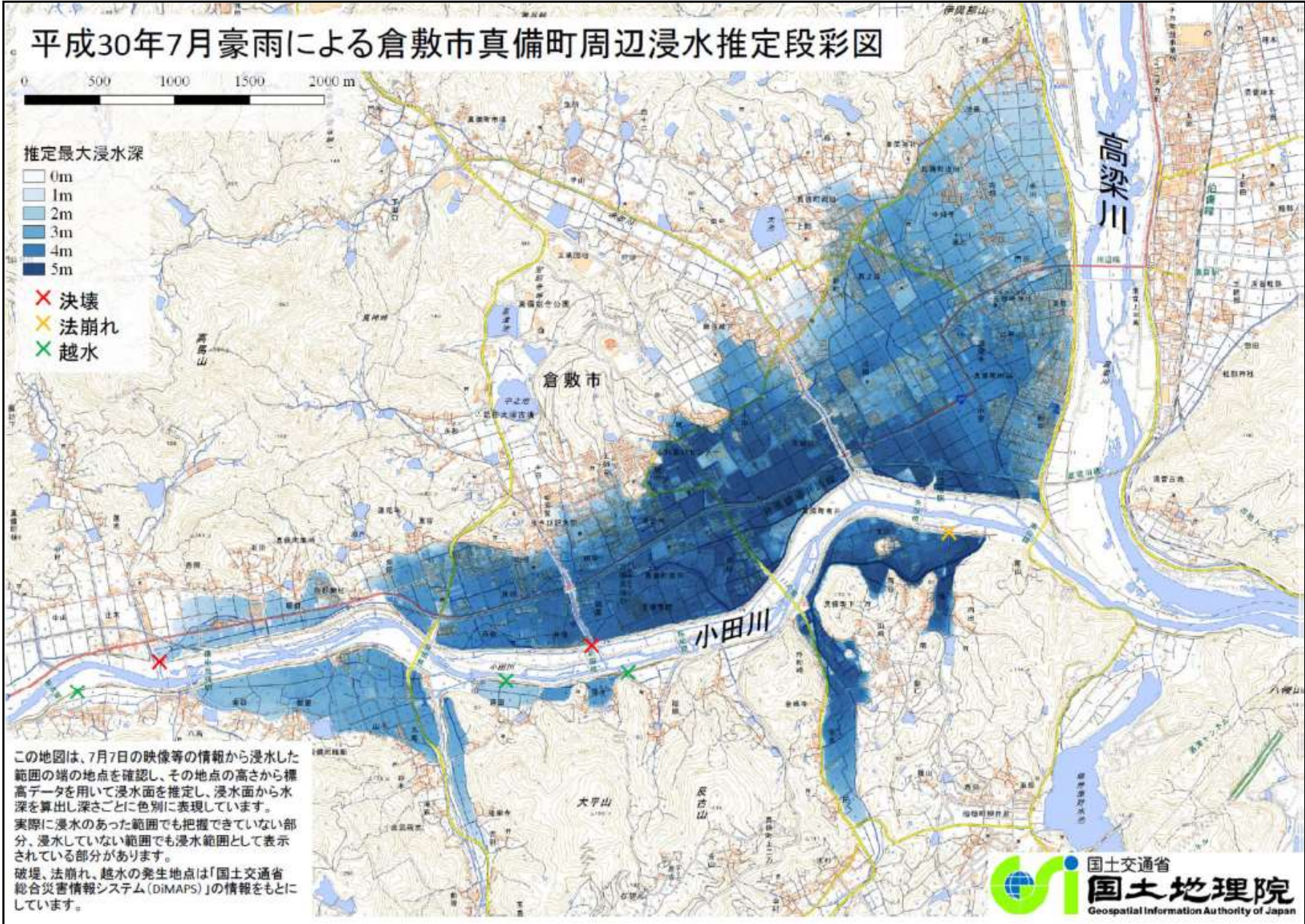
【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

3. 避難確保計画の作成の必要性

■ H30年7月豪雨(西日本豪雨)で甚大な被害を受けた倉敷市真備町について、当時の映像記録等から浸水していたと考えられる範囲と浸水深を整理した結果が下図です。

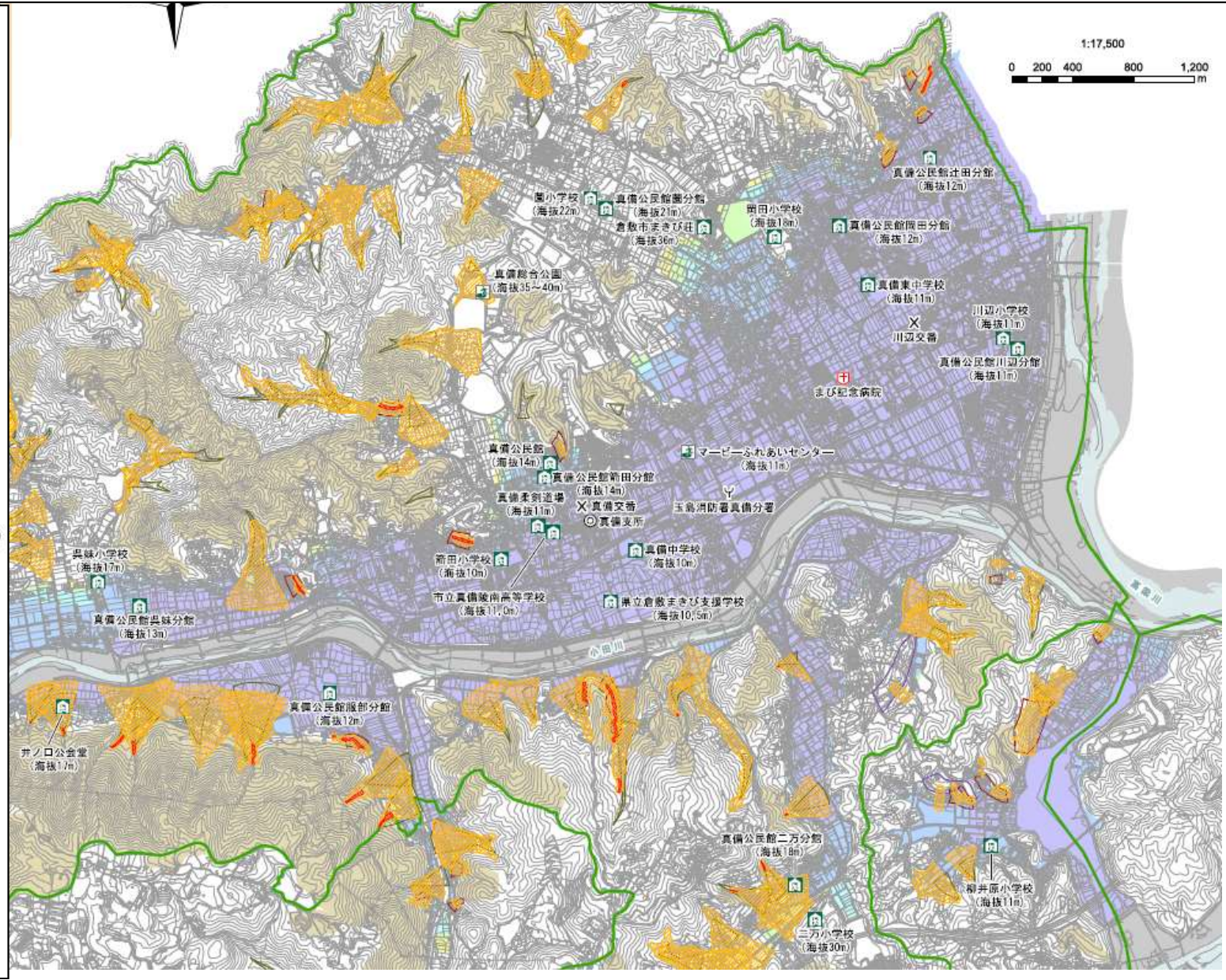


3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

- 倉敷市では、H29年2月に洪水ハザードマップを作成し、公表していました。
- ハザードマップでは、広い範囲で浸水深が5.0m以上となる可能性が示されていました。

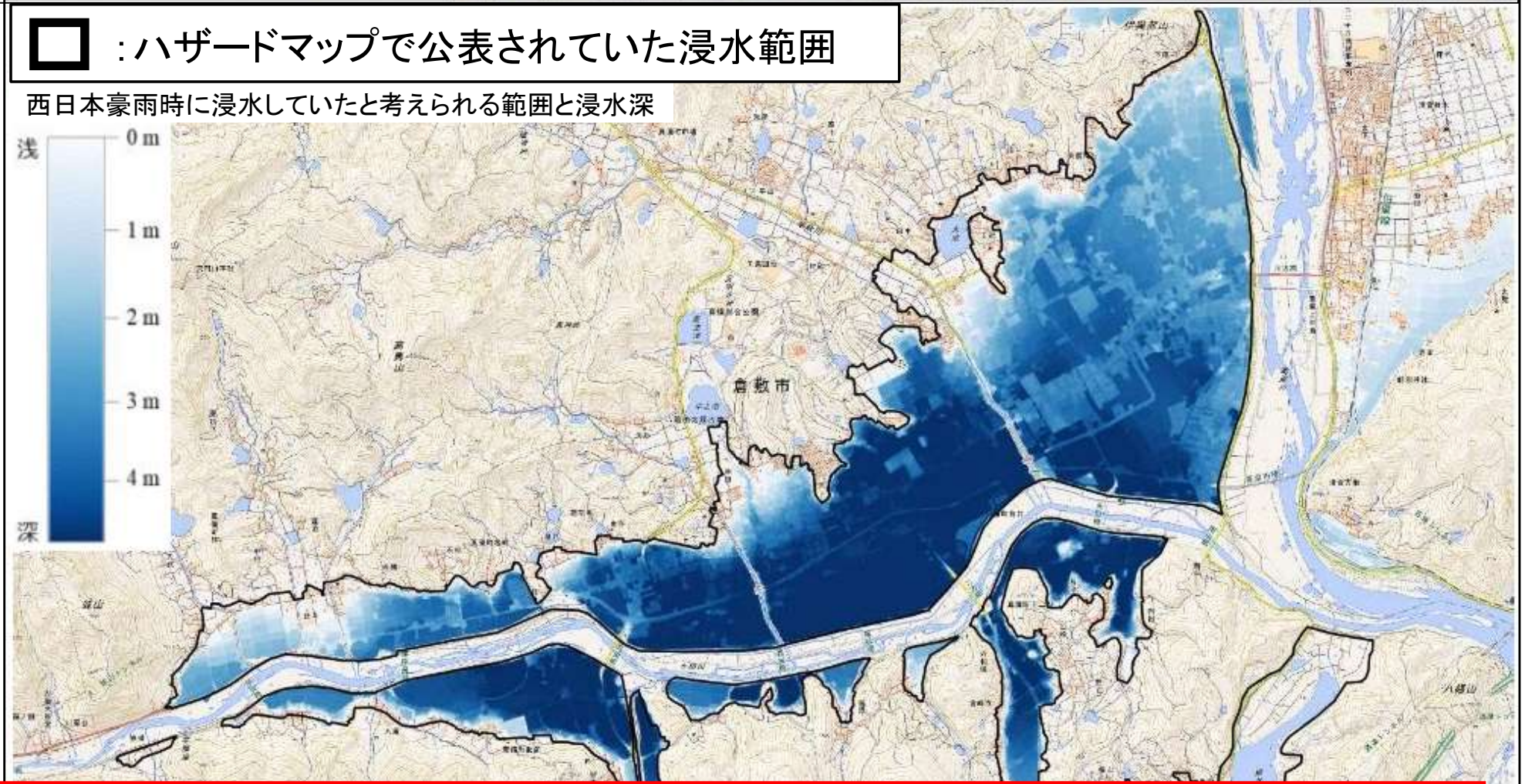
凡例

- 指定避難所・指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所
- 市の施設
- 県の施設
- 救急告示病院
- 消防
- 警察
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険溪流（氾濫想定範囲）
- 地すべり危険箇所
- 山地災害危険地区
- 浸水深5.0m以上の区域**
- 浸水深2.0m以上5.0m未満の区域
- 浸水深1.0m以上2.0m未満の区域
- 浸水深0.5m以上1.0m未満の区域
- 浸水深0.5m未満の区域
- 平成16年度の高潮被害範囲
- 地区境界



3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

- 西日本豪雨で浸水した範囲とハザードマップの範囲は、ほぼ一致する結果となりました。
- 災害リスクを「知っている」ことが、実際の避難行動になかなか繋がらないことが課題となっています。



- 避難確保計画を作る（その時について考えてみる）ことが必要です。
- さらに作った計画を活かし、災害に備える取組の継続が大切です。

水害（洪水）への備え

神奈川県 県土整備局
河川下水道部 河川課

- **1. 避難確保計画作成の背景と目的**
- 2. 近年の大雨による河川の状況
- 3. 水害リスクの把握（事前の確認）
- 4. 避難情報・気象情報等の把握
（大雨時の確認）

1. 避難確保計画作成の背景と目的

H28年8月30日 岩手県小本川の水害 時間最大雨量70mm（岩泉町）

- 台風10号の雨により「グループホーム楽ん楽ん」と「介護老人保健施設ふれんどりー岩泉」（岩手県岩泉町）で、大きな被害が発生



国土地理院 撮影映像

1. 避難確保計画作成の背景と目的

H28年8月30日 岩手県小本川の水害 時間最大雨量70mm（岩泉町）

○当時の施設の対応状況（報道発表資料より）

- ・施設の事務局長は「避難準備情報」が発令されたことをテレビで見えていたが、高齢者や身障者等、避難に時間がかかる人たちが避難を始めるべき情報と認識しておらず避難を開始しなかった
- ・小本川は「水かさを増していた」が、雨脚は「傘をささないぐらいとなっていた」ため、余裕があったと思った
- ・施設では火災を想定した避難マニュアルを作り、訓練もしていたが、水害を想定したものはなかった

1. 避難確保計画作成の背景と目的

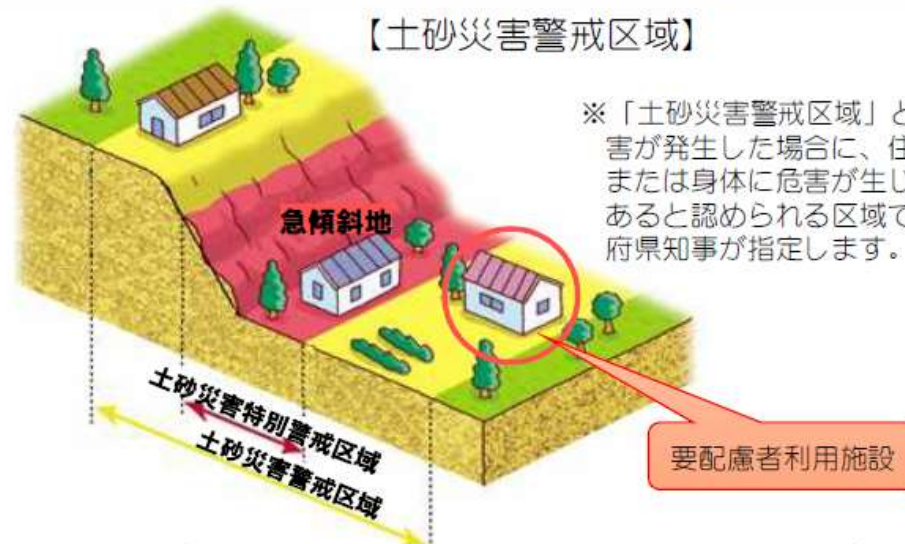
○水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町村地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、①避難確保計画作成、②計画に基づく訓練の実施が義務化されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

- 1. 避難確保計画作成の背景と目的
- 2. 近年の大雨による河川の状況
- 3. 水害リスクの把握（事前の確認）
- 4. 避難情報・気象情報等の把握
（大雨時の確認）

2. 近年の大雨による河川の状況（全国）

○平成27年 関東・東北豪雨

- ・ 鬼怒川の堤防が決壊
- ・ 4,300人が救助される
- ・ 浸水解消までに10日を要する



鬼怒川（茨城県）

○平成28年 台風第10号

- ・ 北海道・東北地方で甚大な被害
- ・ 複数の河川で氾濫が発生
- ・ 高齢者福祉施設が被災し、9名が死亡



小本川（岩手県）

2. 近年の大雨による河川の状況（全国）

○平成29年 九州北部豪雨

- ・福岡県・大分県で観測史上最多の降雨量を観測
- ・36名が死亡、800棟以上の住宅が全半壊



小野川（大分県）

○平成30年 7月豪雨

- ・西日本を中心に多くの地域で水害・土砂災害が発生
- ・岡山県倉敷市真備町では、河川の氾濫等により51名が死亡、5,000棟以上の住宅が全半壊



小田川（岡山県）

2. 近年の大雨による河川の状況（全国）

○令和元年 台風第19号

- ・ 静岡県や関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、71河川140箇所で堤防が決壊
- ・ 各地で過去最大の雨量、水位を観測
- ・ 県内では浸水や土砂災害等により9名が死亡（全国では99名）
- ・ 相模川上流の城山ダムでは、運用開始後初めてとなる緊急放流が実施された。



阿武隈川（福島県）



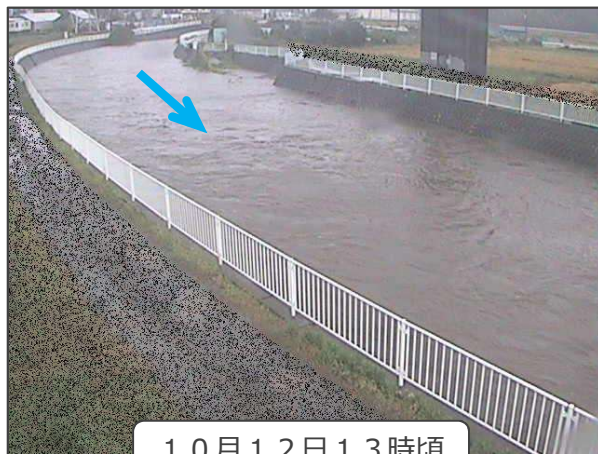
相模川・城山ダム（神奈川県）

画像出典：国土交通省関東地方整備局

2. 近年の大雨による河川の状況（県内）

○令和元年 台風第19号（藤沢市内）

◇引地川 石川橋付近（藤沢市石川）



◇境川 高鎌橋付近（藤沢市高倉）



◇境川 大清水橋付近（藤沢市大鋸）



○藤沢市でも、雨の降り方によっては甚大な被害が発生する恐れがあります。

2. 近年の大雨による河川の状況

☆避難計画を考える際に把握しておきたい情報

○施設の立地場所には、**洪水時にどんな危険性があるのかを事前に確認**しておきましょう

ステップ1：事前の確認

水害リスクの把握

※ 洪水予報河川、水位周知河川で把握出来ます



◆水害リスクの把握

- ・洪水浸水想定区域
- ・浸水継続時間
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・洪水ハザードマップ

○水害の発生の危険性を把握しましょう

ステップ2：大雨時の確認

避難情報・ 気象情報等の把握



◆避難情報の把握

- ・避難情報の種類
- ・避難開始の目安

◆気象情報等の把握

- ・降雨の情報
- ・河川の水位情報
- ・河川のカメラ画像

- 1. 避難確保計画作成の背景と目的
- 2. 近年の大雨による河川の状況
- 3. **水害リスクの把握（事前の確認）**
- 4. 避難情報・気象情報等の把握
（大雨時の確認）

3. 水害リスクの把握

ステップ1：事前の確認

○藤沢市内を流れる河川（県管理河川）

- ・ 境川
- ・ 柏尾川
- ・ 引地川
- ・ 蓼川
- ・ 目久尻川
- ・ 小出川

これらの河川は
水位周知河川に指定されています



3. 水害リスクの把握

○ 県では、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、その河川の状況（水位）をお知らせしています。

洪水予報河川

気象状況等から
数時間後の水位を予測し
その情報を周知する河川

2河川

相模川、酒匂川

(予測が可能な大河川を対象)

水位周知河川

河川の水位観測により
基準となる水位に到達した
情報を周知する河川

85河川

境川、引地川等

(予測が困難な中小河川を対象)

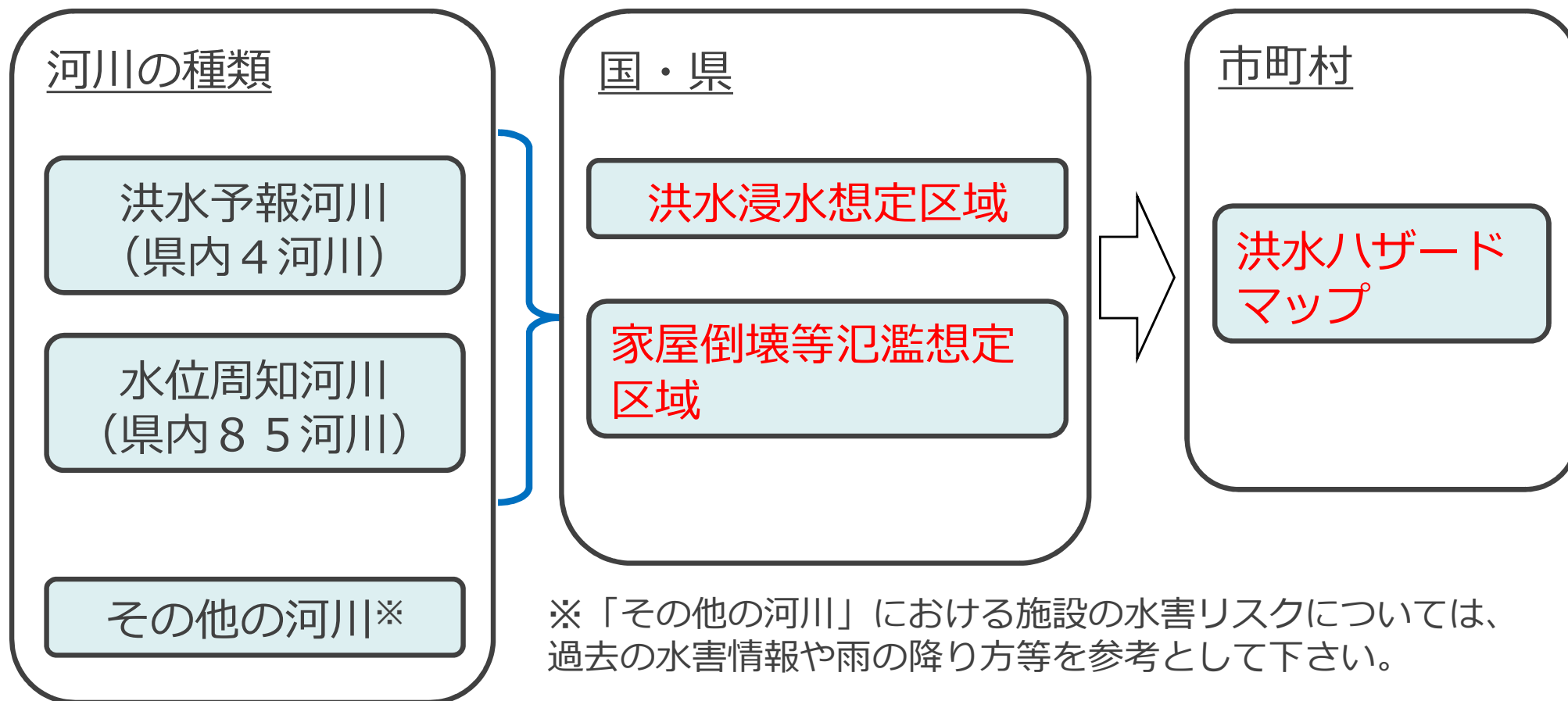
※この他、国が水位情報をお知らせする河川もあります。

洪水予報河川 3河川（多摩川・鶴見川・相模川下流） / 水位周知河川 3河川（矢上川・早淵川・鳥山川）

3. 水害リスクの把握

ステップ1：事前の確認

- 水害リスクは、洪水予報河川及び水位周知河川で作成されている「洪水浸水想定区域図」や「洪水ハザードマップ」で確認できます。
※新たに平成27年7月から“想定し得る最大規模の降雨”を対象とした「洪水浸水想定区域」と「家屋倒壊等氾濫想定区域」を作成しています。



※「その他の河川」における施設の水害リスクについては、過去の水害情報や雨の降り方等を参考として下さい。

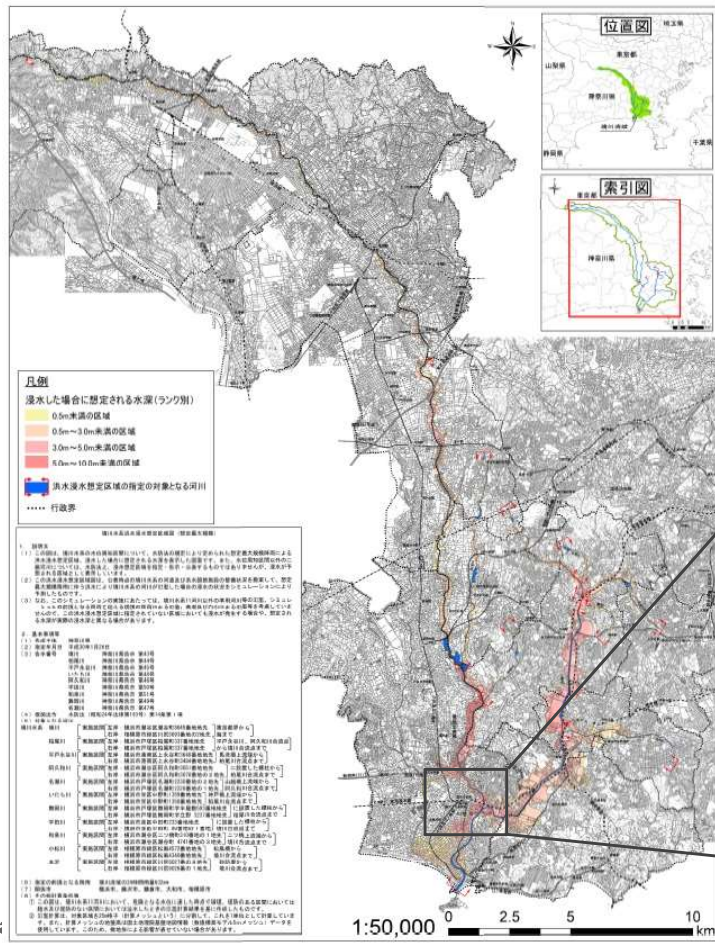
3. 水害リスクの把握

ステップ1：事前の確認

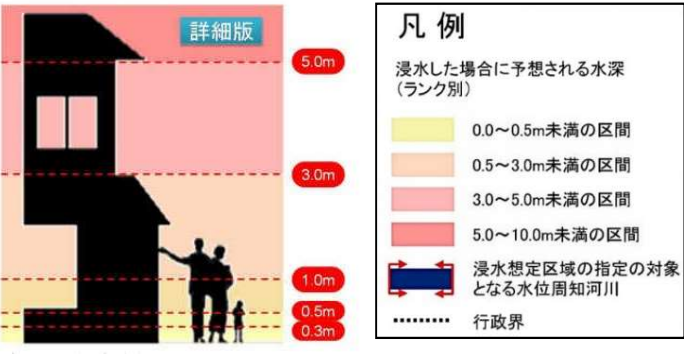
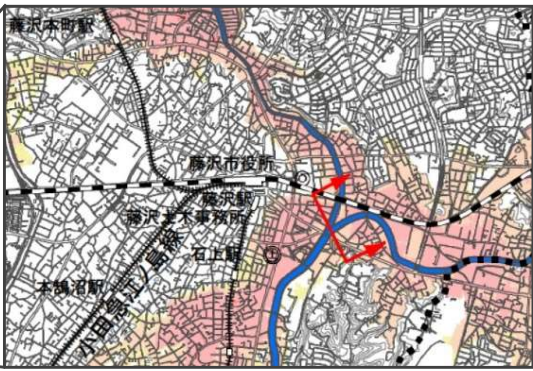
○ 洪水浸水想定区域とは？

○ 「洪水浸水想定区域」は、対象とする河川が氾濫した場合に、**浸水が想定される区域と水深等を表示した**ものです。

境川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



○洪水浸水想定区域図は、国または都道府県が作成し、**浸水想定区域／想定される水深／浸水継続時間／家屋倒壊等氾濫想定区域**について公表

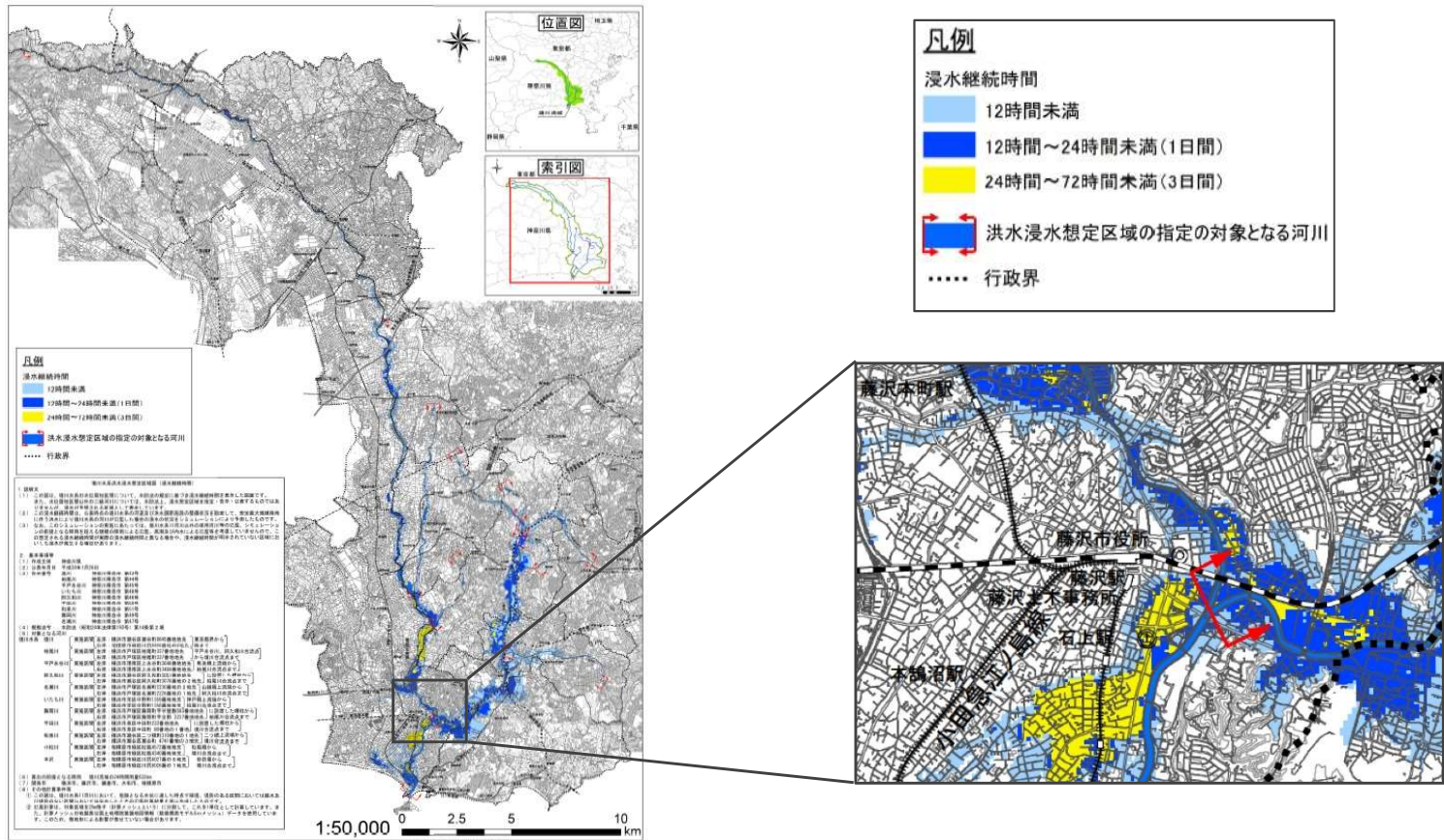


3. 水害リスクの把握

○ 浸水継続時間とは？

○ 「浸水想定時間」は、氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示したものです。

境川水系 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

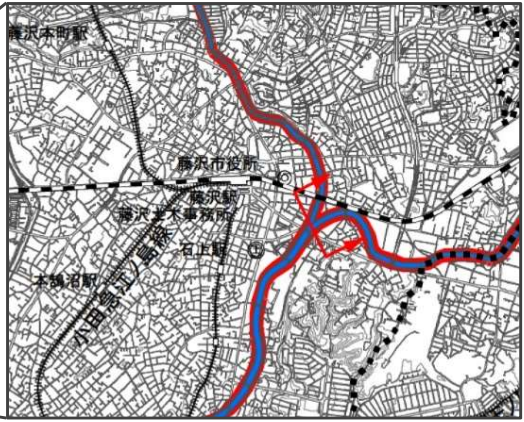
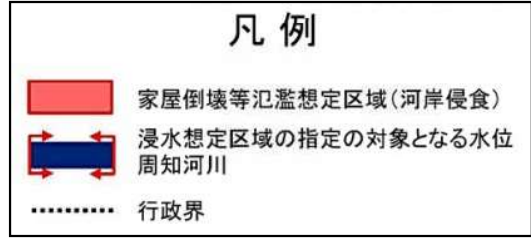
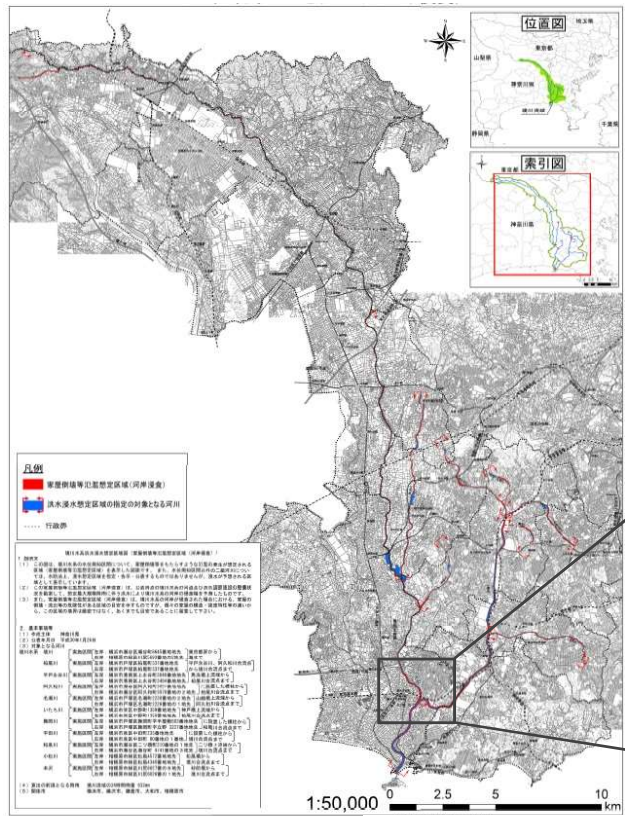


3. 水害リスクの把握

○ 家屋倒壊等氾濫想定区域とは？

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、堤防決壊等に伴う**氾濫流**や**河岸侵食**により**家屋が倒壊・流出**する**おそれが高い**区域です。
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って**安全な場所へ確実に立ち退き避難**する必要があります。

境川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）



3. 水害リスクの把握

○洪水浸水想定区域等は、**神奈川県**のホームページから確認することができます。

印刷用ページを表示 掲載日：2018年7月6日

河川の氾濫による「洪水浸水想定区域図」等について



かなチャンTV「教えて黒岩さん」：豪雨災害に備え、ハザードマップをチェックしよう! (YouTubeのページに移動します)

河川の氾濫による洪水浸水想定区域図

> [河川の氾濫による洪水浸水想定区域図](#)

国と県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示した洪水浸水想定区域図を公表しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/>
神奈川県 洪水浸水想定区域図 で検索!

3. 水害リスクの把握

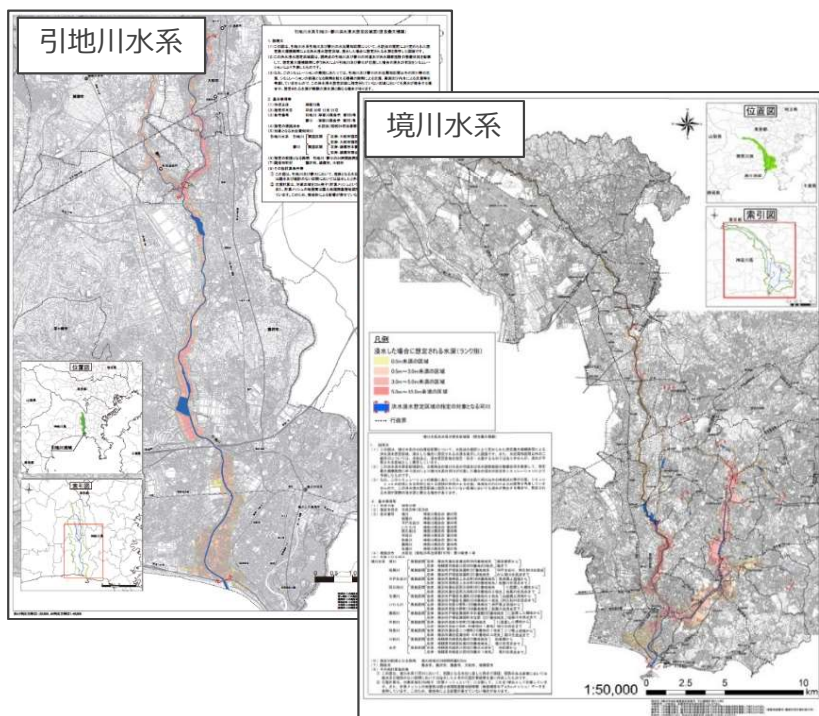
ステップ1：事前の確認

○ 洪水ハザードマップとは？

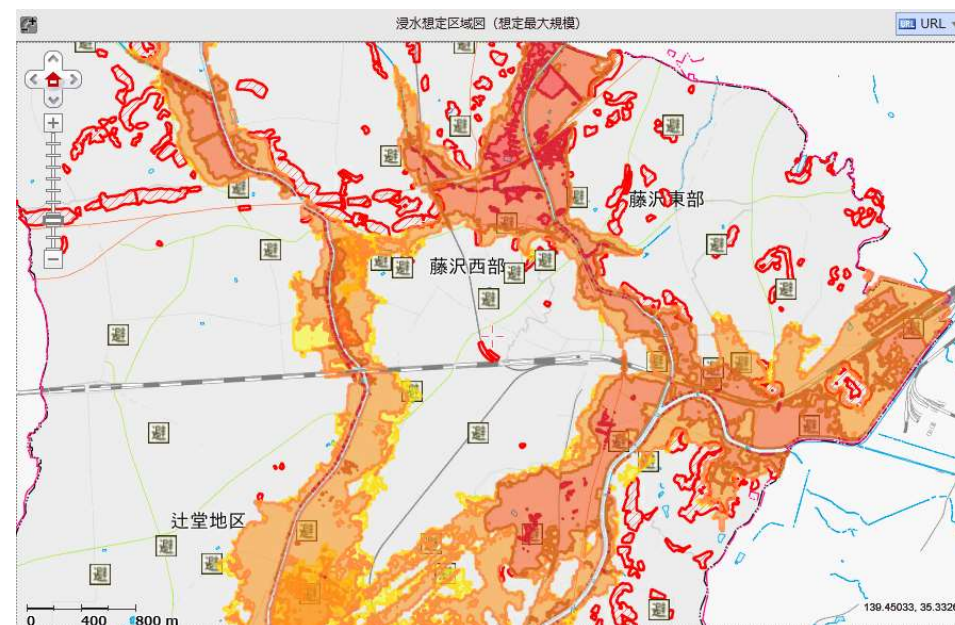
○洪水ハザードマップは、県が作成した洪水浸水想定区域図をもとに**市町村**が**作成**するもので、**避難所等の避難に必要な情報**が記載されています。

○藤沢市の洪水ハザードマップの例

＜洪水浸水想定区域図＞



＜洪水ハザードマップ＞



ぐるっとふじさわマップ（藤沢市HP）
<http://guru-fmap.city.fujisawa.kanagawa.jp//index.php?gid=10006>

- 1. 避難確保計画作成の背景と目的
- 2. 近年の大雨による河川の状況
- 3. 水害リスクの把握（事前の確認）
- 4. 避難情報・気象情報等の把握
（大雨時の確認）

4. 避難情報・気象情報等の把握

ステップ2：災害時の確認

○ 避難情報の把握 ①避難情報の種類

- 市町村が発信する避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の3種類があります。
- 要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要です。

発信情報	想定される状況	求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合	お年寄りの方、体の不自由な方など避難に時間のかかる方と、その支援する方は、 <u>避難を開始してください。</u>
避難勧告 (警戒レベル4)	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	<ul style="list-style-type: none">・避難場所へ避難してください。・速やかに安全な場所に避難してください。
避難指示（緊急） (警戒レベル4)	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の可能性が非常に高まった場合	<ul style="list-style-type: none">・直ちに避難をしてください。・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難してください。

これらの情報が発信されていない場合でも、身の危険を感じた場合は、積極的に自主避難を始める必要があります。

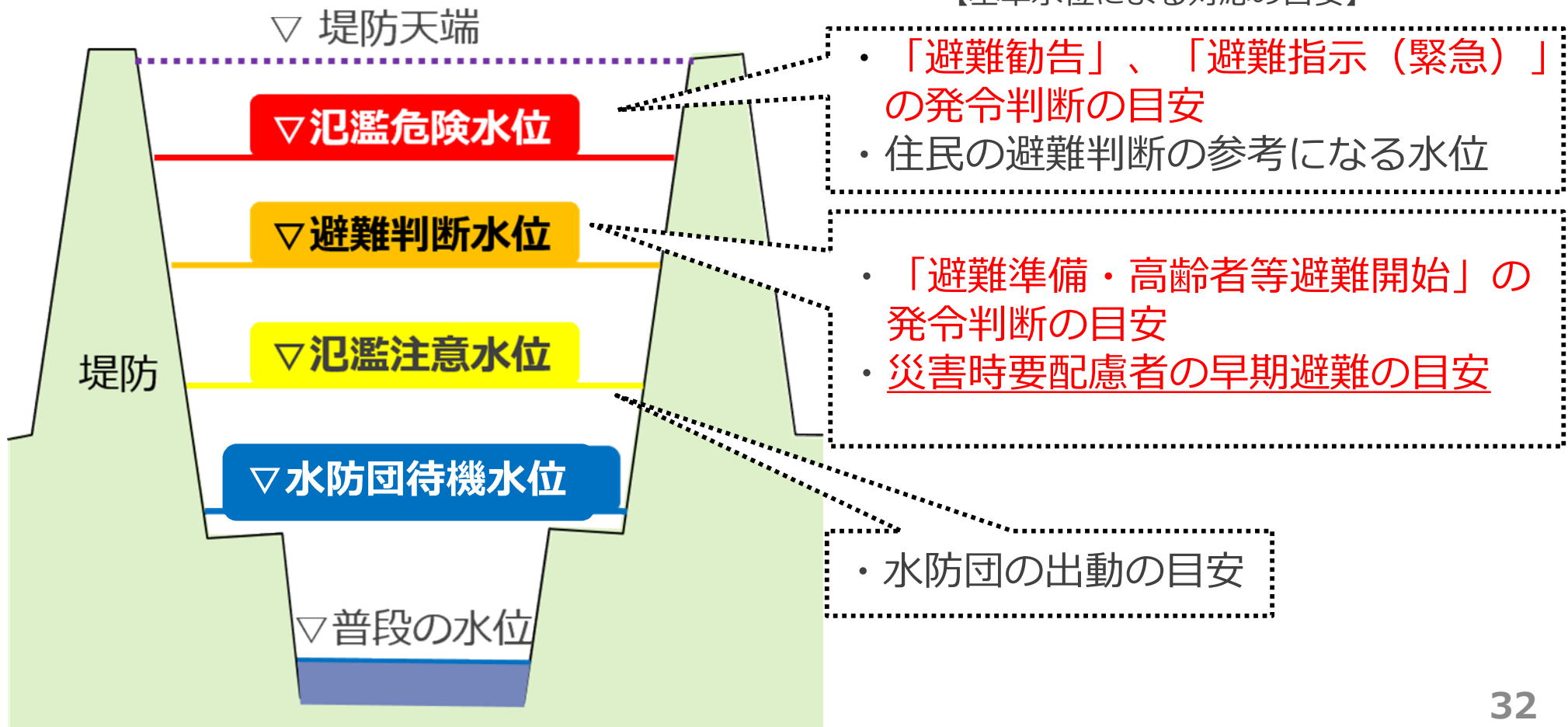
4. 避難情報・気象情報等の把握

ステップ2：災害時の確認

○ 避難情報の把握 ②水害時の避難開始の目安

- 洪水予報河川や水位周知河川では、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる**基準水位**を定め、**その水位に到達した情報などを発表**しています。
- 基準水位において **避難判断水位** は**高齢者等の避難の目安**となっています。

【基準水位による対応の目安】



4. 避難情報・気象情報等の把握

ステップ2：災害時の確認

○ 気象情報等の把握 ① 降雨情報

○県では、県内の雨量に関する情報を、リアルタイムで提供しています。

雨量に関する情報が表示されます。

観測時刻	雨量(mm)
06/23 23:00	0
06/24 00:00	0
01:00	0
02:00	2
03:00	2
04:00	1
05:00	4
06:00	3
07:00	6
08:00	2
09:00	5
10:00	4
11:00	4
12:00	0
13:00	0
14:00	2
15:00	1
16:00	0
17:00	0
18:00	0
19:00	0
20:00	0
21:00	0

○(雨量) :123箇所

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/
神奈川県 雨量水位 で検索！

4. 避難情報・気象情報等の把握

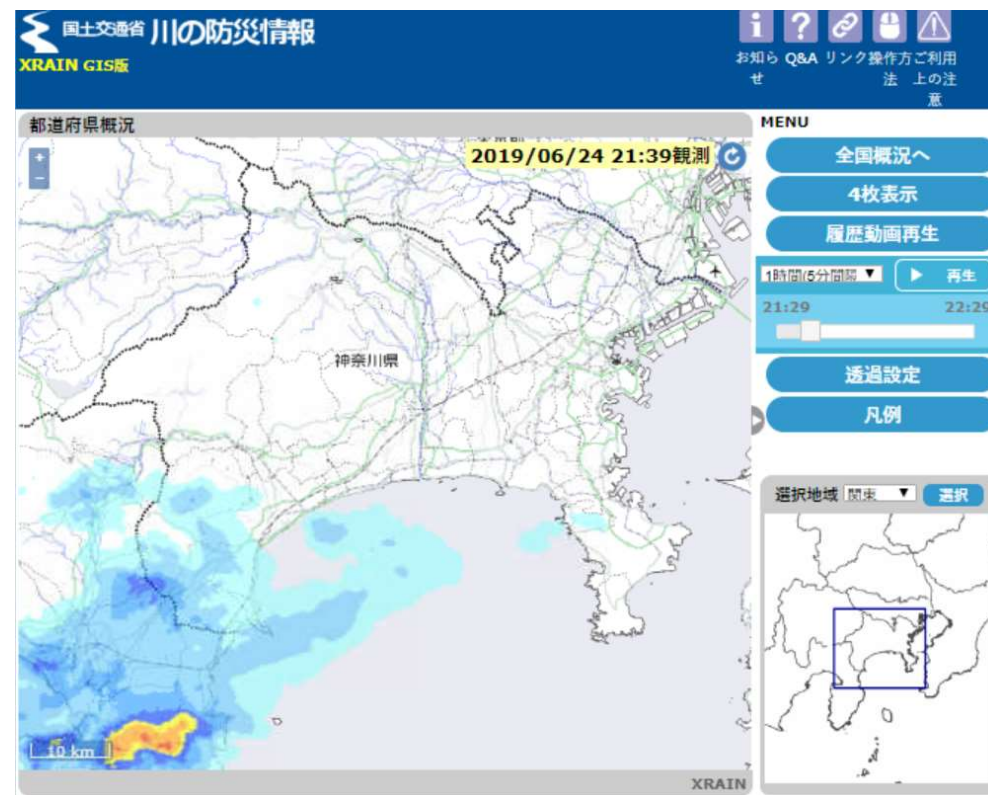
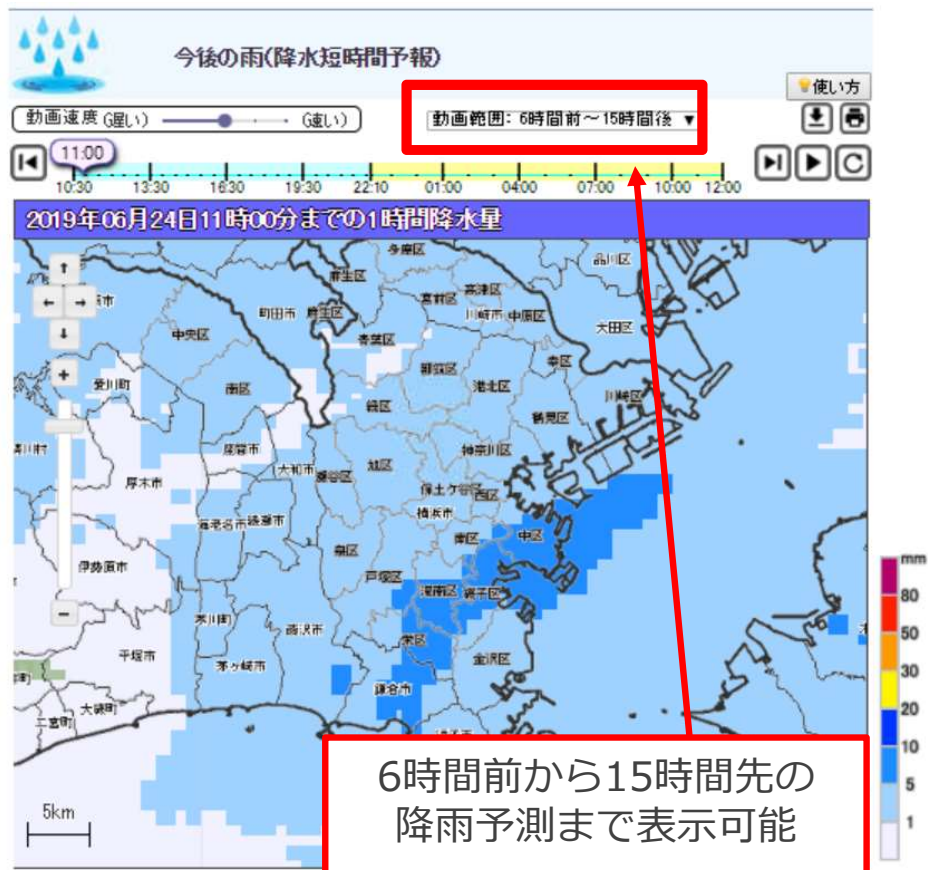
ステップ2：災害時の確認

○ 気象情報等の把握 ① 降雨情報

- 降雨の状況は、「今後の雨（気象庁HP）」や「川の防災情報（国土交通省HP）」等でも確認できます。
- 「今後の雨（気象庁HP）」では、15時間後の降雨予測も行っています。

今後の雨（気象庁ホームページ）
<http://www.jma.go.jp/>

川の防災情報（国土交通省ホームページ）
<http://www/river.go.jp/x/>



4. 避難情報・気象情報等の把握

ステップ2：災害時の確認

○ 気象情報等の把握 ②河川の水位情報

○県では、県内の水位に関する情報を、リアルタイムで提供しています。

水位に関する情報が表示されます。

水位グラフ(10分) 湘南[Shonan]

観測時刻	水位(m)
02/06 07:00	2.20 ↓
07:10	2.17 ↓
07:20	2.14 ↓
07:30	2.13 ↓
07:40	2.11 ↓
07:50	2.11 →
08:00	2.07 ↓
08:10	2.09 ↑
08:20	2.07 ↓
08:30	2.08 ↑
08:40	2.08 ↑
08:50	2.06 ↓
09:00	2.08 ↑
09:10	2.05 ↓
09:20	2.07 ↑
09:30	2.06 ↓
09:40	2.10 ↑
09:50	2.06 ↓
10:00	2.08 ↑
10:10	2.05 ↓
10:20	2.06 ↑
10:30	2.10 ↑
10:40	2.08 ↓
10:50	2.15 ↑

△(水位) :154箇所

【お問い合わせ先】神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 045-210-6491 (平日8:30 - 17:15)
 雨量・水位値は、速報値であり、観測機器の故障や通信異常による異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。

4. 避難情報・気象情報等の把握

ステップ2：災害時の確認

○ 気象情報等の把握 ③河川のカメラ画像

○県では、県内の河川のカメラ画像を、リアルタイムで提供しています。

The screenshot shows the Kanagawa Prefecture website's '雨量水位情報' (Rainfall and Water Level Information) section. A red circle highlights the 'カメラ画像' (Camera Images) button in the top navigation bar. A red arrow points from this button to a text box that says 'カメラ画像の一覧が表示されます。(拡大もできます)' (A list of camera images is displayed. (You can also enlarge them)). Below the navigation bar is a map of Kanagawa Prefecture with various icons representing camera locations. To the right of the map is a grid of camera images, each with a label indicating the location, such as '城山ダムゲート放流中' (Shiroyama Dam Gate Discharging) and '湘南(Shonan)'. The bottom of the page features a legend for rainfall and water levels, and a QR code for the mobile site.

カメラ画像の一覧が表示されます。
(拡大もできます)

県内112箇所

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/
神奈川県 雨量水位 で検索！

4. 避難情報・気象情報等の把握

ステップ2：災害時の確認

○ 気象情報等の把握

☆ 藤沢市付近の雨量計・水位計・監視カメラ

水位計・監視カメラ

雨量計

目久尻川：戸中橋
(海老名市本郷)

御所見
(藤沢市打戻)

小出川：一ツ橋
(寒川町岡田)

引地川：石川橋
(藤沢市石川)

上土棚新橋
(綾瀬市上土棚中)

蓼川：上土棚新橋
(綾瀬市上土棚中)

引地川：大山橋
(大和市福田)

境川：高鎌橋
(藤沢市高倉)

高鎌橋
(藤沢市高倉)

境川：大清水橋
(藤沢市大鋸)

柏尾川：神鋼橋
(藤沢市宮前)

藤沢土木
(藤沢市鵜沼石上)



引地川：大平橋
(藤沢市辻堂太平台)

境川：境川橋
(藤沢市鵜沼藤が谷)



令和2年2月14日
要配慮者利用施設の避難確保
計画作成説明会（藤沢市）

土砂災害への備え

神奈川県 県土整備局

河川下水道部 砂防海岸課

- 1. 令和元年台風19号の概要**
- 2. 神奈川県内の土砂災害**
- 3. 土砂災害防止法について**
- 4. 土砂災害警戒区域等の確認方法について**

1. 令和元年台風19号の概要

令和元年12月24日
国土交通省 速報版より

土砂災害発生件数

952件

土石流等：407件

地すべり：44件

がけ崩れ：501件

【被害状況】

人的被害：死者 16名
行方不明者 1名
負傷者 10名
人家被害：全壊 55戸
半壊 60戸
一部損壊 268戸

10/12
土石流等

ふじおか かみひの
群馬県藤岡市上日野



死者：1名
全壊：1戸

10/12
がけ崩れ

にほんまつ どうめき
福島県二本松市百目木



死者：2名
半壊：1戸

10/13
土石流等

しもへい やまだまち ふなこし
岩手県下閉伊郡山田町船越



一部損壊：20戸

10/14
土石流等

みやこ しらはま
岩手県宮古市白浜



全壊：7戸
半壊：1戸
一部損壊：12戸

10/13
土石流等

いぐ まるもりまち
宮城県伊具郡丸森町



死者：4名
行方不明者：1名

10/12
地すべり

とみおか たくみ
群馬県富岡市内匠



死者：3名、負傷者：3名
全壊：1戸、半壊5戸

10/12
がけ崩れ

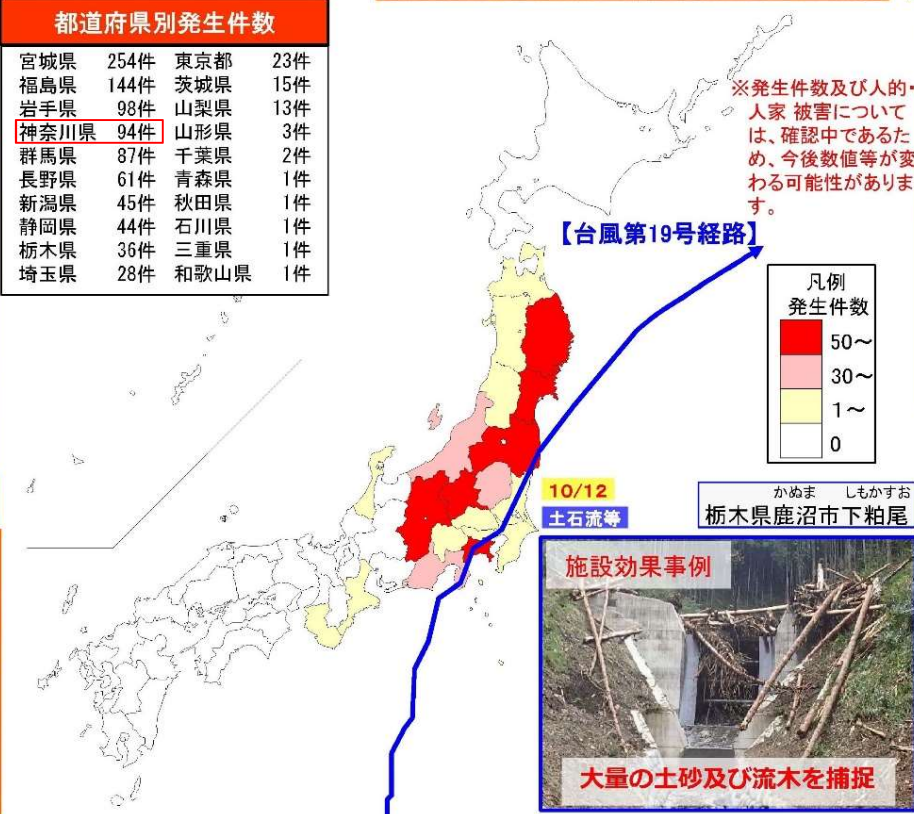
さがみほら みどり まぎの
神奈川県相模原市緑区牧野



死者：1名
負傷者：2名
全壊：5戸

都道府県別発生件数

宮城県	254件	東京都	23件
福島県	144件	茨城県	15件
岩手県	98件	山梨県	13件
神奈川県	94件	山形県	3件
群馬県	87件	千葉県	2件
長野県	61件	青森県	1件
新潟県	45件	秋田県	1件
静岡県	44件	石川県	1件
栃木県	36件	三重県	1件
埼玉県	28件	和歌山県	1件



10/12
土石流等

かぬま しもかすお
栃木県鹿沼市下粕尾

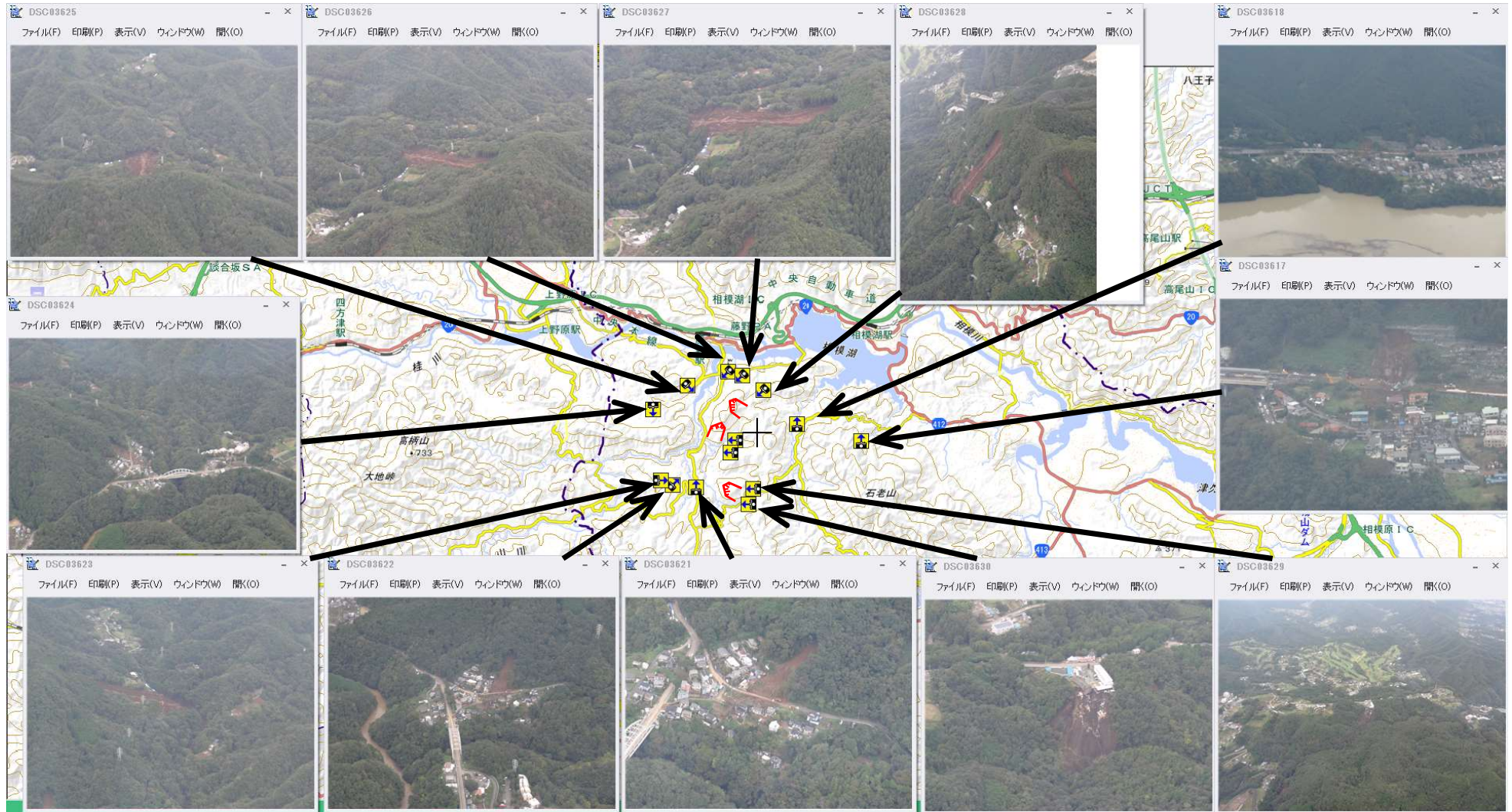


施設効果事例

大量の土砂及び流木を捕捉

1. 令和元年台風19号の概要

① 神奈川県内の発災状況



土石流等 30件

地すべり 3件

がけ崩れ61件

計94件

11月18日時点

国土交通省関東地方整備局提供

1. 令和元年台風19号の概要

②土石流災害の事例



相模原市緑区寸沢嵐 関川
(10月12日7時20分 土砂災害警戒情報発表)
土砂災害警戒区域(土石流)内

1. 令和元年台風19号の概要

② 土石流災害の事例



相模原市緑区青根 此ノ間沢
(10月12日7時20分 土砂災害警戒情報発表)
土砂災害警戒区域(土石流)内

1. 令和元年台風19号の概要

③がけ崩れ災害の事例



相模原市牧野5519-4
(死者1名、負傷者2名)
(10月12日7時20分 土砂災害警戒情報発表)
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内

1. 令和元年台風19号の概要

③がけ崩れ災害の事例



相模原市牧野5339-1

(死者2名)

(10月12日7時20分 土砂災害警戒情報発表)
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)外

1. 令和元年台風19号の概要

④地すべり災害の事例



南足柄市矢倉沢 地藏堂
(10月12日7時20分 土砂災害警戒情報発表)
土砂災害警戒区域(地すべり)外

1. 令和元年台風19号の概要
2. 神奈川県内の土砂災害
3. 土砂災害防止法について
4. 土砂災害警戒区域等の確認方法について

2. 神奈川県内の土砂災害

昨年の神奈川県内における土砂災害の発生状況

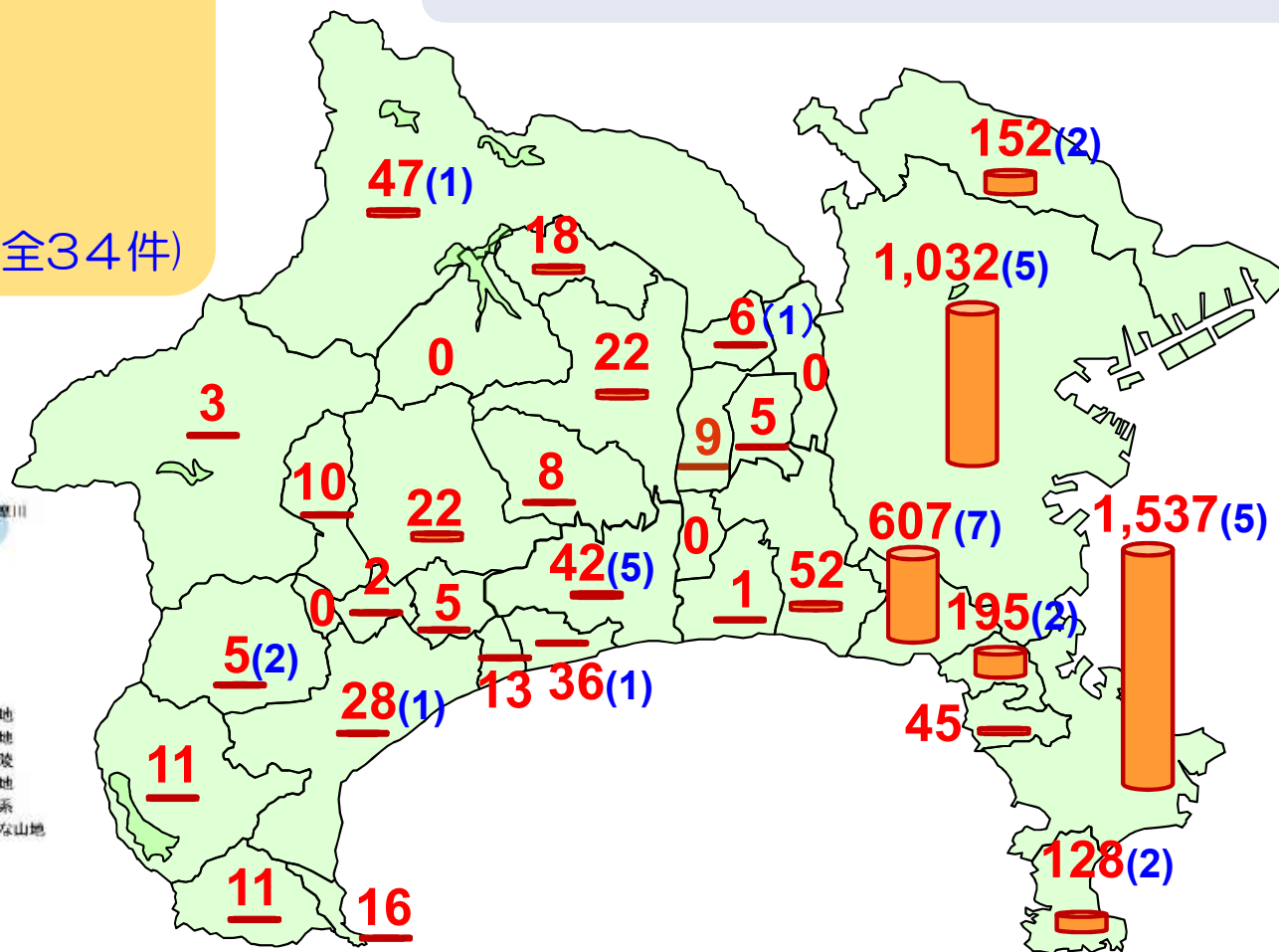
県全体4,068件 横須賀1,537件
 横浜 1,032件
 鎌倉 607件
 逗子市 195件
 その他 697件

※()内は平成30年の災害数(全34件)

主な被害
 死者 43名 負傷者144名
 全壊107戸 半壊・一部損壊775戸



[わたしたちの神奈川県(神奈川県総合政策課)]資料



2. 神奈川県内の土砂災害

がけ崩れ災害の事例



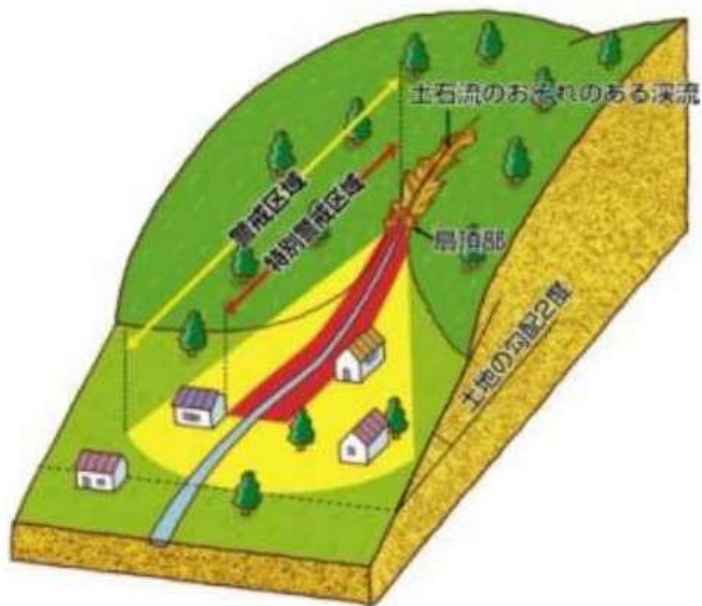
令和元年10月12日20時発生
藤沢市西俣野
(17時15分 土砂災害警戒情報発表)

1. 令和元年台風19号の概要
2. 神奈川県内の土砂災害
3. 土砂災害防止法について
4. 土砂災害警戒区域等の確認方法について

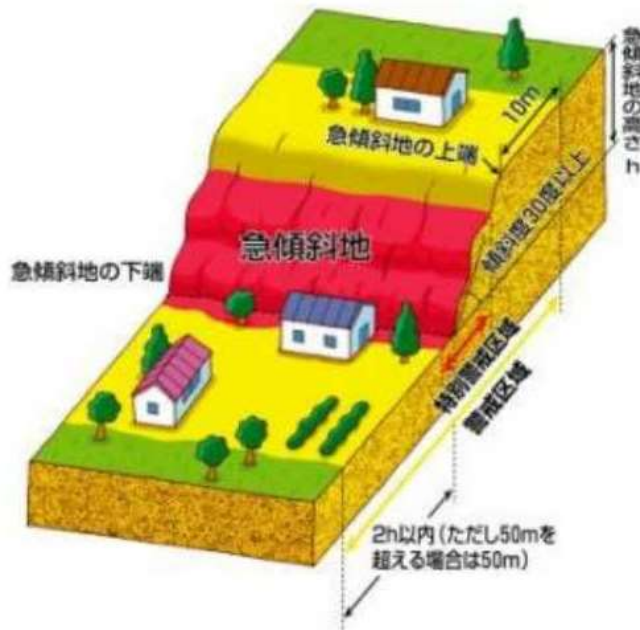
3. 土砂災害防止法について

◇土砂災害の種類

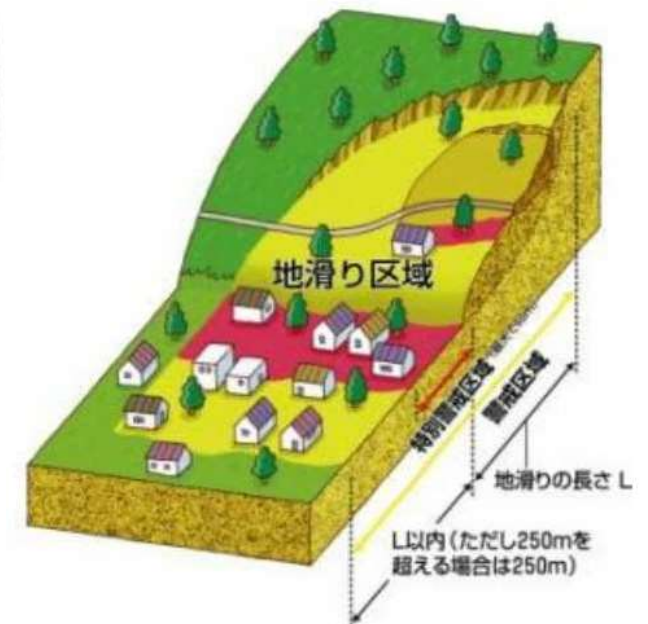
土石流



急傾斜地の崩壊



地すべり



3. 土砂災害防止法について

◇土砂災害防止法とは

土砂災害防止法は、国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域内で警戒避難体制の整備や、ハザードマップの配布、一定の開発行為の制限、建築物の構造の規制等のソフト対策を推進することを目的としています。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】



土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県鉾田市）



住民による土砂災害ハザードマップ確認状況（鹿児島県垂水市）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

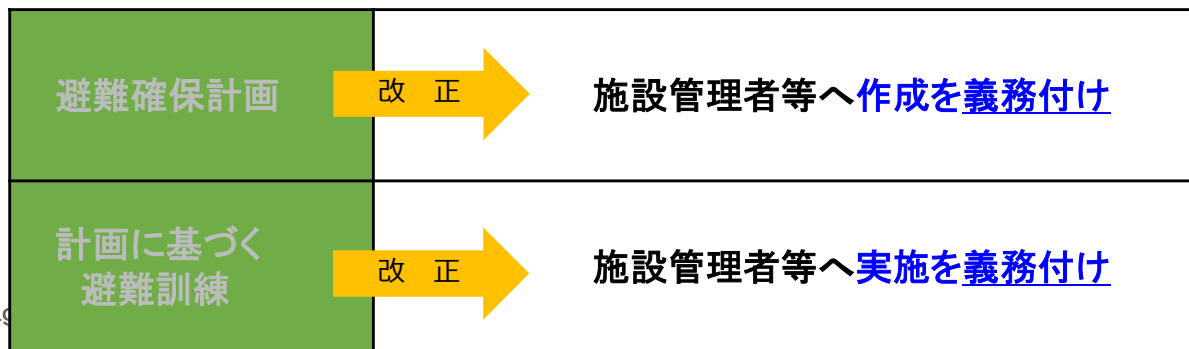
避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

3. 土砂災害防止法について

◇ 要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害（死者9名）を踏まえ、水防法で避難確保計画が未作成の要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け
- このため、土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域内で警戒避難体制の整備を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等を義務付けることにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

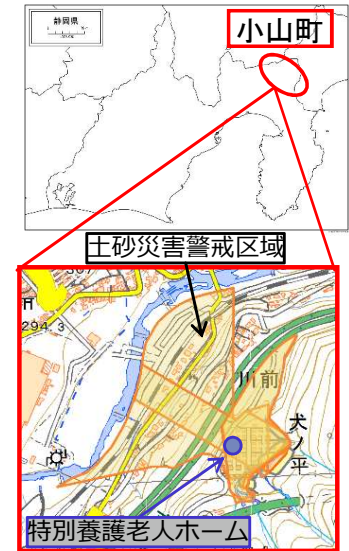


計画作成の担保措置

- 計画を作成しない施設管理者等に対して、市町村長は必要な指示を行うことができる。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長はその旨を公表することができる。

事前の準備により難を逃れた事例(静岡県小山町)

- 午前11時、土砂災害発生のおそれのある地区に避難勧告が発令され、その後避難指示に切り替わった。
- 特別養護老人ホーム職員が**施設利用者を2階へ移動させた後**、近くの山から発生した**土石流**が、**施設の1階部分に流入**したが、利用者及び職員**全員難を逃れた**。
- 同施設は、**土砂災害警戒区域内**に存しており、作成していた**避難確保計画***に基づき**日頃から避難訓練***を実施していた。



【災害の経緯】令和元年10月12日

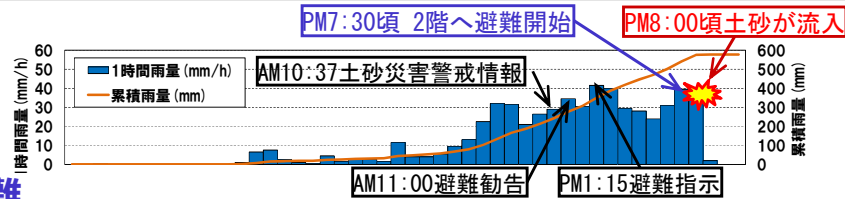
AM10:37 土砂災害警戒情報発表

AM11:00 避難勧告発令

PM 1:15 避難指示発令

PM 7:30頃 利用者及び職員全員2階へ避難

PM 8:00頃 施設1階に大量に土砂が流入



R1. 10/11~12雨量状況(御殿場観測所)



施設1階に土砂が大量に流入したが、全員無事 写真提供：静岡県



令和元年6月同施設での避難訓練実施状況 写真提供：静岡県

施設長の声

「日頃から避難訓練をしていたこともあり、けが人を出さずにすんでよかった」(NHK報道より)

*土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられている

1. 令和元年台風19号の概要
2. 神奈川県内の土砂災害
3. 土砂災害防止法について
4. 土砂災害警戒区域等の確認方法について

4. 土砂災害警戒区域等の確認方法

土砂災害に関する情報をホームページで提供しています。

神奈川県土砂災害情報ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

神奈川県土砂災害情報ポータル
土砂災害から「いのち」を守るために知っていただきたいこと

ホーム お役立ち情報

1 台風や大雨に備えて
○お住まいの場所が、土砂災害のおそれのある区域か調べる。
① **▶ 土砂災害のおそれのある区域**
更新日付 平成28年11月11日
○お住まいの地域の避難所や避難経路を調べる。
▶ 土砂災害ハザードマップ
市町村のハザードマップにリンクします
⚠️ **ご利用上の留意事項**
利用規約

2 雨が降り始めたら
○土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
※大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、「土砂災害警戒情報」が発表されます。
② **▶ 土砂災害の危険度**
(土砂災害警戒情報を補足する情報)
▶ 雨量の情報
用語の解説
よくある質問

3 大雨になったら
○大雨時や土砂災害警戒情報が発表された際には早めに避難する。
○夜間に大雨が予想される際には暗くなる前に避難する。
③ **土砂災害警戒情報の発表状況**
現在、土砂災害警戒情報の発表はありません。
土砂災害警戒情報 (気象庁)
▶ 各地域の避難所

4. 土砂災害警戒区域等の確認方法

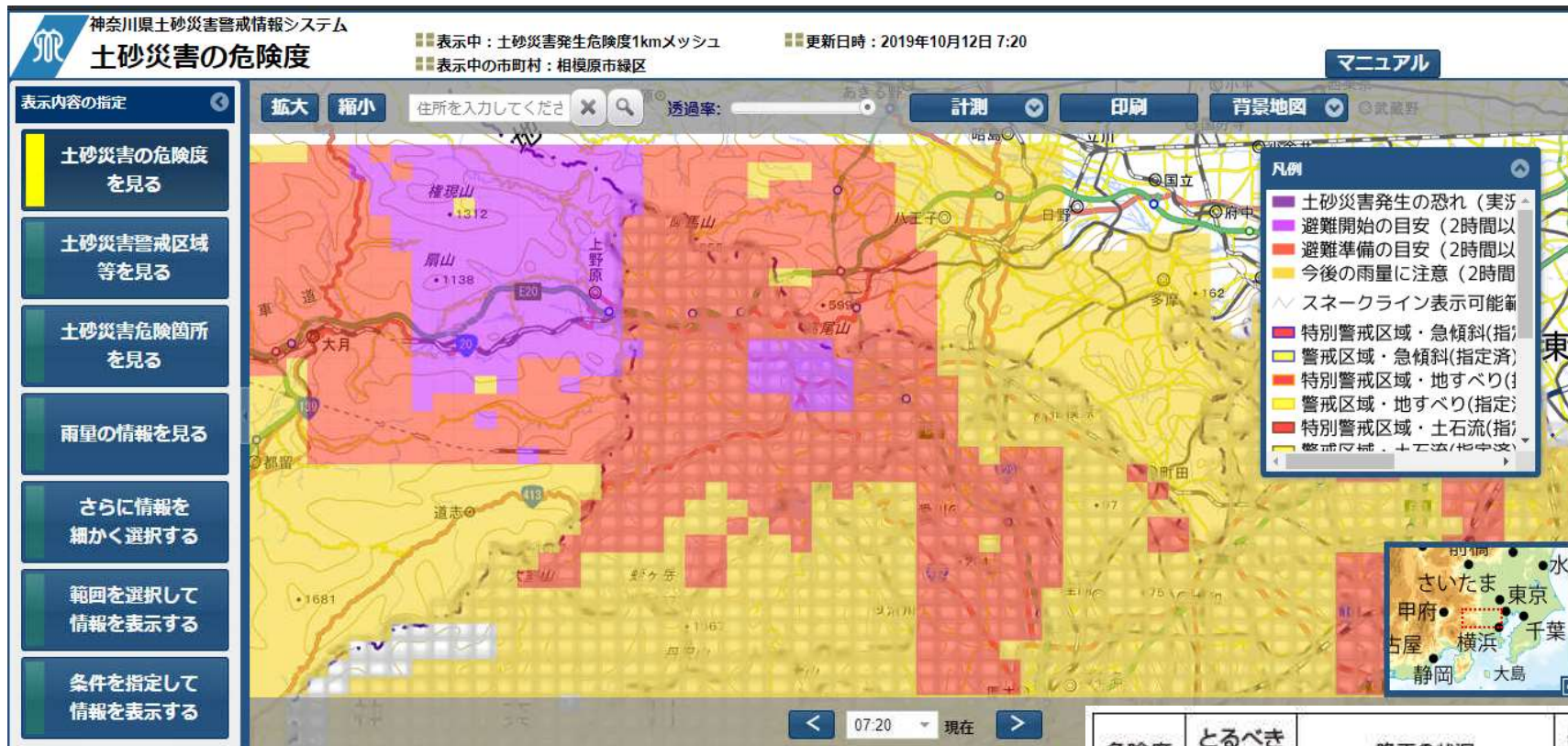
①のボタン 土砂災害（特別）警戒区域に該当しているか確認する



黄色に表示されている箇所が土砂災害警戒区域です。
赤色に表示されている箇所が土砂災害特別警戒区域です。

4. 土砂災害警戒区域等の確認方法

②のボタン 土砂災害の危険度を調べる



例：2019年10月12日午前7時20分の表示

凡例	
■	土砂災害発生の恐れ（実況で危険基準を超える）
■	避難開始の目安（2時間以内に危険基準を超える）
■	避難準備の目安（2時間以内に警戒基準を超える）
■	今後の雨量に注意（2時間以内に注意報基準を超える）

危険度	とるべき避難行動	降雨の状況	発表される情報
レベル4	避難完了の目安	「実測値」が危険基準を超える	土砂災害警戒情報
レベル3	避難開始の目安	「2時間先までの予測値」が危険基準を超える	
レベル2	避難準備の目安	「2時間先までの予測値」または「実測値」が警戒基準を超える	大雨警報
レベル1	今後の雨に注意	「2時間先までの予測値」または「実測値」が注意報基準を超える	大雨注意報

4. 土砂災害警戒区域等の確認方法

③ 土砂災害警戒情報の発表状況を確認

各市町村の土砂災害警戒情報の発表状況が表示されます。

神奈川県土砂災害情報ポータル
土砂災害から「いのち」を守るために知っていただきたいこと

ホーム お役立ち情報

1 台風や大雨に備えて
○お住まいの場所が、土砂災害のおそれのある区域か調べる。
▶ **土砂災害のおそれのある区域**
更新日付 平成29年06月13日
○お住まいの地域の避難所や避難経路を調べる。
▶ **土砂災害ハザードマップ**

2 雨が降り始めたら
○土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
※大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、「土砂災害警戒情報」が発表されます。
▶ **土砂災害の危険度**
(土砂災害警戒情報を補足する情報)
▶ **雨量の情報**

3 大雨になったら
○大雨時や土砂災害警戒情報が発表された際には早めに避難する。
○夜間に大雨が予想される際には暗くなる前に避難する。
▶ **土砂災害警戒情報の発表状況**
2017年10月22日 14時40分発表
【警戒対象地域】
横須賀市
<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。<とるべき措置> 崖の近くなどの土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市区町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。
[土砂災害警戒情報（気象庁）](#)
▶ **各地域の避難所**

ご利用上の留意事項
用語の解説
利用規約
よくある質問

事前に確認しておくこと

雨が降り出したら確認すること

大雨になったら確認すること

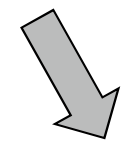
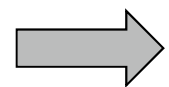
【拡大】

2017年10月22日 14時40分発表
【警戒対象地域】
横須賀市
<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。<とるべき措置> 崖の近くなどの土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市区町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

4. 土砂災害警戒区域等の確認方法

【土砂災害情報ポータル以外での方法】

- ①市町村ハザードマップ
神奈川県 災害情報ポータル
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/hazard-map/index.html>
- ②土砂災害警戒区域等について
国土交通省 ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ③土砂災害の危険度について
気象庁 土砂災害警戒判定メッシュ情報
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>



印刷用ページを表示

土砂災害ハザードマップ

①

神奈川県の土砂災害ハザードマップの公表状況

市町村が作成したハザードマップを公表しているサイトへのリンク一覧です。公表ページをクリックすると市町村のサイトが別ウィンドウで開きます。土砂災害警戒区域の指定状況により、一部の市町村で作成前となっております。

市町村	問い合わせ窓口	電話番号	ハザードマップ公表ページ
横浜市	建築局 企画部 建築防災課	045-671-2948	公表ページ
川崎市	まちづくり局 指導部 宅地企画指導課	044-200-3035	公表ページ
相模原市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208	公表ページ
横須賀市	市長室 危機管理課	046-822-9708	公表ページ

ホーム > 防災情報 > 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害 浸水害 洪水 雨の様子

土砂災害警戒判定メッシュ情報

2018年08月08日15時40分

土砂災害警戒判定メッシュ情報
 高 極めて危険
 非常に危険
 警戒
 注意
 低 今後の情報等に留意

国土交通省ハザードマップポータルサイト

～身のまわりの災害リスクを調べる～

使い方 利用規約 問い合わせ 関連情報

新着情報 2018年6月8日 スマホで簡単確認！身近な河川どれくらい浸水するの？～梅雨や台風で備え、想定最大規模の洪水浸水想定区域が確認できるようになりました～

重ねるハザードマップ

～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

地図を見る

場所を入力
例：茨城県つくば市北郷1/国土地理院

表示する情報を選ぶ

洪水 (想定最大規模) 土砂災害 津波

わがまちハザードマップ

～地域のハザードマップを入手する～

各市町村が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

地図で選ぶ

まちを選ぶ
都道府県 市区町村

防災気象情報の利活用について

横浜地方気象台



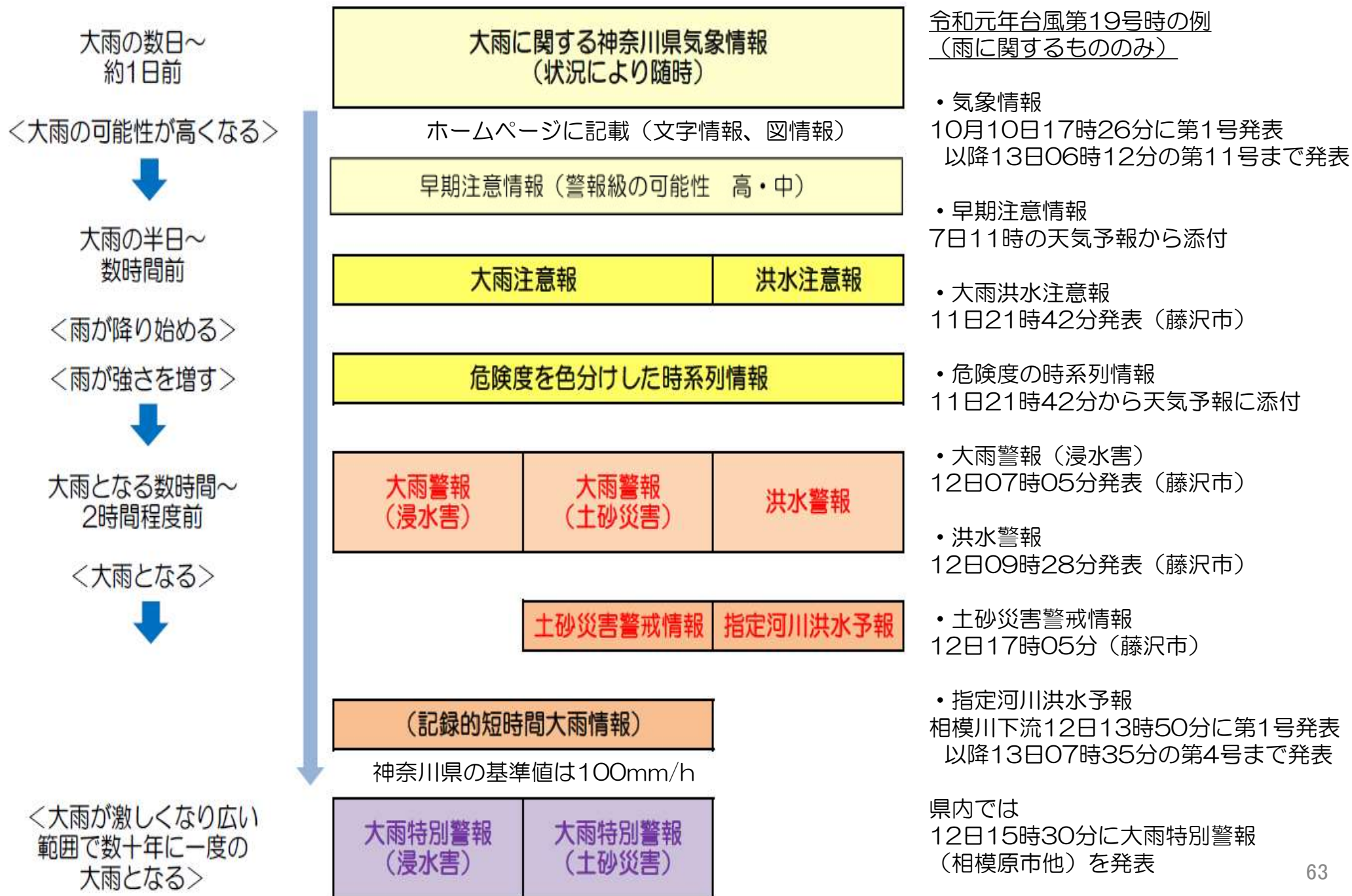
気象庁マスコットキャラクター はれるん

防災気象情報の種類

気象台から発表される気象に関する情報

- 天気予報（季節予報、週間予報、短期予報）
- 注意報、警報、特別警報
- 大雨、洪水警報の危険度分布
- 早期注意情報（警報級の可能性）
- 神奈川県気象情報（大雨、雷、突風など）
- 台風情報
- 記録的短時間大雨情報
- 指定河川洪水予報
- 土砂災害警戒情報
- 竜巻注意情報
- 異常天候早期警戒情報
- 高温注意情報 他

防災気象情報の発表の流れ（大雨時の例）



注意報・警報の種類と役割

注意報・災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

警報・重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

注意報	大雨、洪水、強風、波浪、大雪、風雪、高潮、雷、濃霧、乾燥、霜、低温、着氷、着雪、融雪、なだれ
警報	大雨、洪水、暴風、波浪、大雪、暴風雪、高潮

注意報及び警報の発表→市町村ごとに発表（平成22年～）

警報・注意報の発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年5月29日現在
発表官署 横浜地方気象台

警報	府県予報区	神奈川県		
注意報	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	湘南		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113
	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=4, 目久尻川流域=12.7, 境川流域=27.5, 柏尾川流域=23.3, 引地川流域=20.2, 蓼川流域=10	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流〔神川橋〕, 相模川中流〔相模大橋〕	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	5.0m		
高潮	潮位	1.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	73	
	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=3.2, 目久尻川流域=10.1, 境川流域=22, 柏尾川流域=18.6, 引地川流域=16.1, 蓼川流域=8	
		複合基準 ^{*1}	目久尻川流域=(6, 10.1), 境川流域=(10, 17.6)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度35%	実効湿度55%		
なだれ				
低温	夏期: 最低気温16℃以下が数日継続 冬期: 最低気温-5℃以下			
霜	最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

発表中の警報・注意報

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報

ホーム>防災情報

防災情報

気象 津波 火山

気象警報・注意報

大雨・洪水警報の危険度分布
土砂災害/浸水害/洪水

気象情報

津波警報・注意報、津波情報、津波予報

地震情報

推計震度分布図

噴火報

火山報

噴火

気象庁ホームページの
トップ画面でここを
選択
全国の発表状況が表示
されます

気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

ホーム>防災情報>気象警報・注意報

気象警報・注意報

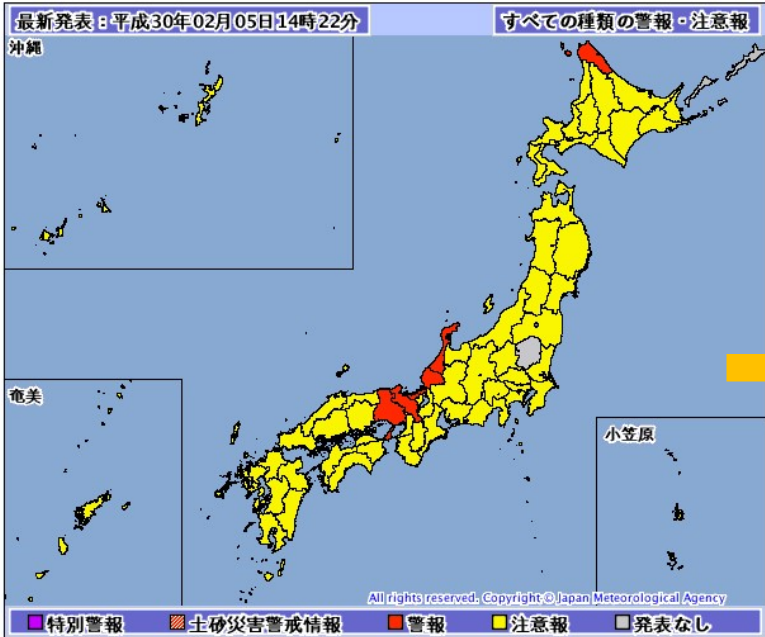
その他の情報

警報・注意報種類 すべての種類

印刷 再読込

地方 全国 府県

説明へ



神奈川県をク
リックすると
県内の市町村
ごとの発表状
況が表示され
ます

気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

ホーム>防災情報>気象警報・注意報

気象警報・注意報: 神奈川県

地方 神奈川県 市町村

印刷

発表状況地図

再読込

最新発表:平成30年 2月 5日04時16分

神奈川県では、5日昼過ぎから強風に、ここしばらく空気の乾燥による火の取り扱いに注意してください。東部では、5日昼過ぎから高波に注意してください。

市町村	警報					注意報											
	大雨	洪水	暴風	大雪	高波	大雨	強風	大雪	高波	雷	融雪	濃霧	乾燥	なだれ	低温	着氷	着雪
横浜・川崎																	
横浜市						●											
川崎市						●											
平塚市						●											
藤沢市						●											
茅ヶ崎市						●											
大和市						●											
湘南																	
海老名市																	
座間市																	
綾瀬市																	
寒川町																	
大磯町						●											
二宮町						●											
三浦半島																	
横須賀市						●											
鎌倉市						●											
逗子市						●											
三浦市						●											
葉山町						●											
相模原																	
相模原市																	
中央																	
秦野市																	
厚木市																	
伊勢原市																	
栗山町																	
清川町																	
南足柄市																	
足柄上																	
中井町																	
大井町																	
松田町																	
山北町																	
開成町																	
小笠原																	
小田原市						●											
西湘																	
箱根町																	
真鶴町						●											
温海町						●											

各市町村名をクリックすると各市町村の発表文に移動します。
発表中の警報・注意報に●印を表示しています。
警報等の発表、切替、解除を行った場合、本ページは通常は数分以内に更新されますので、
ページを再読込し、最新の情報をお使いください。

危険度を時系列で色分けした表示及び早期注意情報



[ホーム](#) | [防災情報](#) | [各種データ・資料](#)

[ホーム](#) > [防災情報](#) > [天気予報](#)

天気予報：神奈川県 その他の情報

地方 府県

[印刷](#) [再読み込み](#)

[早期注意情報\(警報級の可能性\)へ](#)

29日11時横浜地方気象台発表の天気予報(今日29日から明後日31日まで)

[東部](#) | [地域時系列予報へ](#) | [降水確率](#) | [気温予報](#)

天気予報の画面からここをクリックし市町村を選択します。

○危険度を時系列で色分けした表示

藤沢市 [継続]大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、波浪、高潮警報 雷注意報

藤沢市		今後の推移(■警報級 ■注意報級)									備考・関連する現象
		12日					13日				
発表中の警報・注意報等の種別		9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	
大雨	1時間最大雨量(ミリ)	50	60	80	80	60					
	(浸水害)										浸水警戒
	(土砂災害)										土砂災害警戒
洪水	(洪水害)										氾濫
暴風	風向風速(矢印・メートル)	陸上	←15	←20	→25	→35	→35	←20	←12		塩害
		海上	←20	←25	→30	→40	→40	←25	←15	←12	←12
波浪	波高(メートル)	7	9	10	12	10	6	5	4	3	以後も注意報級うねり
高潮	潮位(メートル)	0.2	1.2	1.6	1.6	1.6	1.2	1.2			ピークは12日15時頃
雷											竜巻

赤枠は警報の発表が予想される時間帯を、黄枠は注意報の発表が予想される時間帯を示しています。

<令和元年10月12日11時発表の天気予報時の例>

○早期注意情報(警報級の可能性)

神奈川県東部の早期注意情報(警報級の可能性)

東部では、12日までの期間内に、大雨、暴風(暴風雪)、波浪警報を発表する可能性が高い。

神奈川県東部	警報級の可能性								
	11日		12日			13日	14日	15日	16日
	夕方まで 12-18	夜~明け方 18-6	朝~夜遅く 6-24						
大雨	-	[中]	[高]		[高]	-	-	-	
大雪	-	-	-		-	-	-	-	
暴風(暴風雪)	-	-	[高]		[高]	-	-	-	
波浪	[高]	[高]	[高]		[高]	-	-	-	

警報が発表される可能性の高さを「高」「中」で表示し、5日先までの見越しを表記します。

<令和元年10月11日11時発表の天気予報時の例>

大雨、洪水の危険度分布

土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数により判定された危険度を、地図上への色分け情報として発表しています。

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料 知識・解説 気象庁について 案内・申請

天気 大雨・大雪 地震・火山 地図から選択

災害関連情報

- 平成30年北海道胆振東部地震
- 火山活動状況
- 平成30年7月豪雨の関連情報
- 大阪府北部の地震
- 平成29年7月九州北部豪雨
- 平成28年熊本地震
- 御嶽山噴火
- 東日本大震災～平成23年東北地方太平洋沖地震～

この雨大丈夫？そんな時 危険度分布

火山登山者向けの 情報提供ページ

気象庁ホームページのトップ画面でここを選択

知りたい情報を選択

- 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- 大雨警報（浸水害）の危険度分布
- 洪水警報の危険度分布
- 雨の様子

気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料 知識・解説

土砂災害 浸水害 洪水 雨の様子

土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨警報(浸水害)の危険度分布

洪水警報の危険度分布

土砂災害警戒判定メッシュ情報

動画速度 (遅い) (速い)

13:20

2018年06月21日13時20分

400km

© Japan Meteorological Agency 2016

指数について

土壌雨量指数とは・・・

降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、解析雨量をもとに計算で求め数値化したものです。

表面雨量指数とは・・・

地面の被覆状況や地質、地形、勾配等の地理情報を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ残っているかを計算で求め数値化したものです。

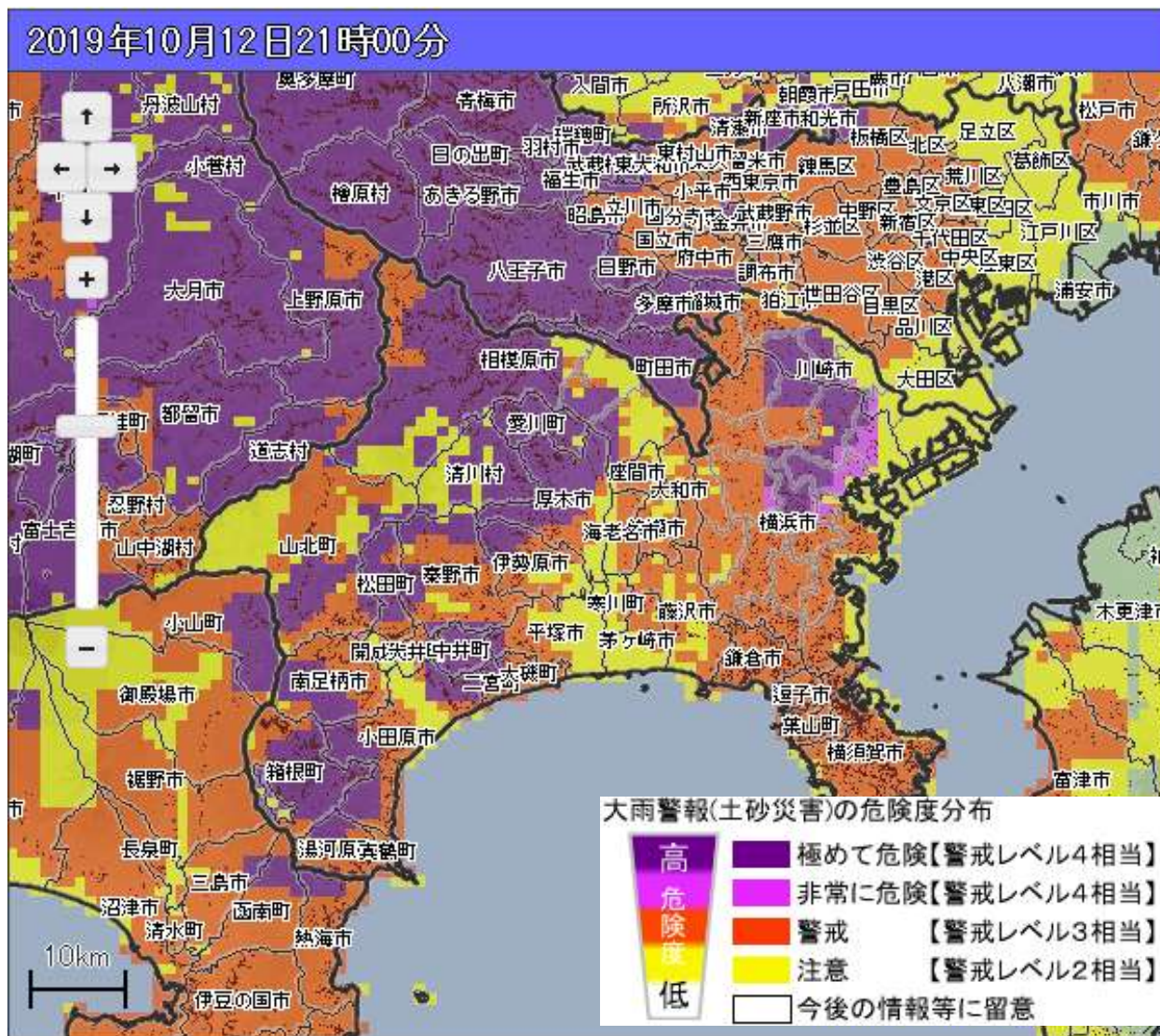
流域雨量指数とは・・・

流域に降った雨がその川にどれだけ流入しているかを計算し、上流域に降った雨量や流下による時間差を考慮して数値化したものです。県が発表する河川の水位情報とは異なります。

※警報・注意報の基準値が市町村により異なるため、危険度分布の画面上では数値は表記されません。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

土壌雨量指数による危険度の状況を示した分布図



<令和元年10月12日21時 台風第19号時の例>

藤沢市周辺を最大に拡大しツールを表示させた画面⇒

・1kmメッシュ単位で、2時間先までに到達すると予測される基準値の危険度が表示されます。

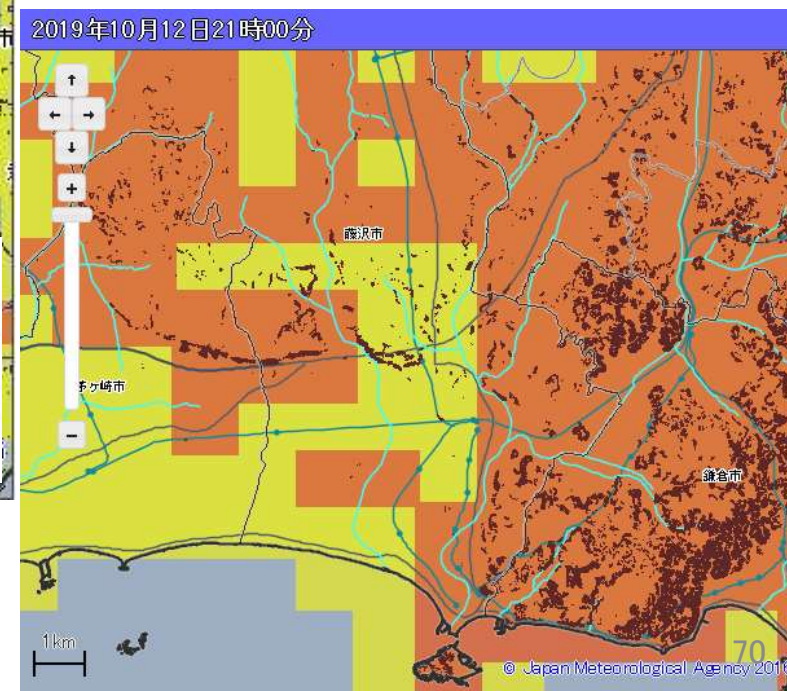
・10分ごとに更新されます。

↓
大雨警報（土砂災害）の判定

黄色・大雨注意報

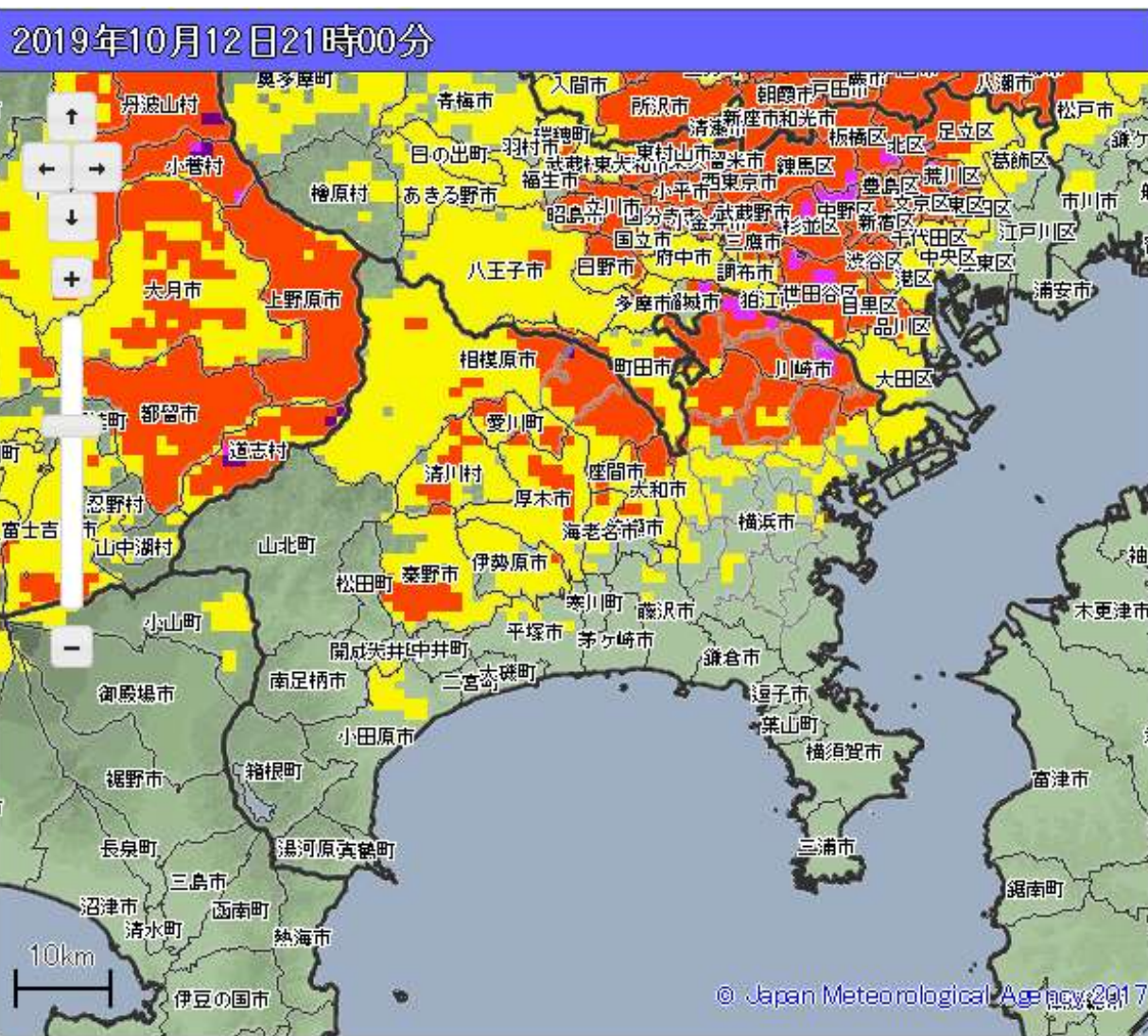
赤色・大雨警報（土砂災害）

発表の目安



大雨警報（浸水害）の危険度分布

表面雨量指数による危険度の状況を示した分布図



・1kmメッシュ単位で、1時間先までに到達すると予測される基準値の危険度が表示されます。

・10分ごとに更新されます。

↓
大雨警報（浸水害）の判定

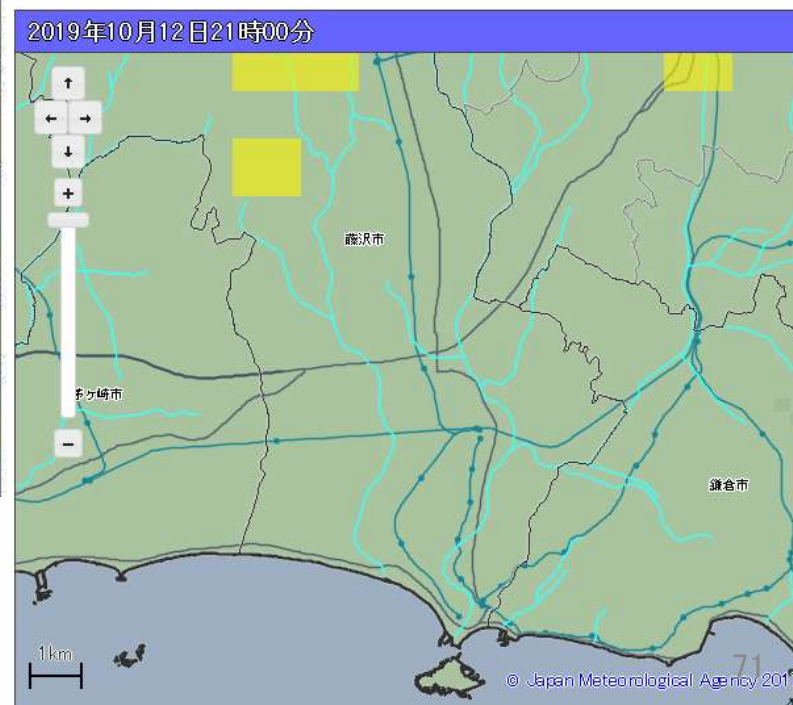
黄色・大雨注意報

赤色・大雨警報（浸水害）

発表の目安

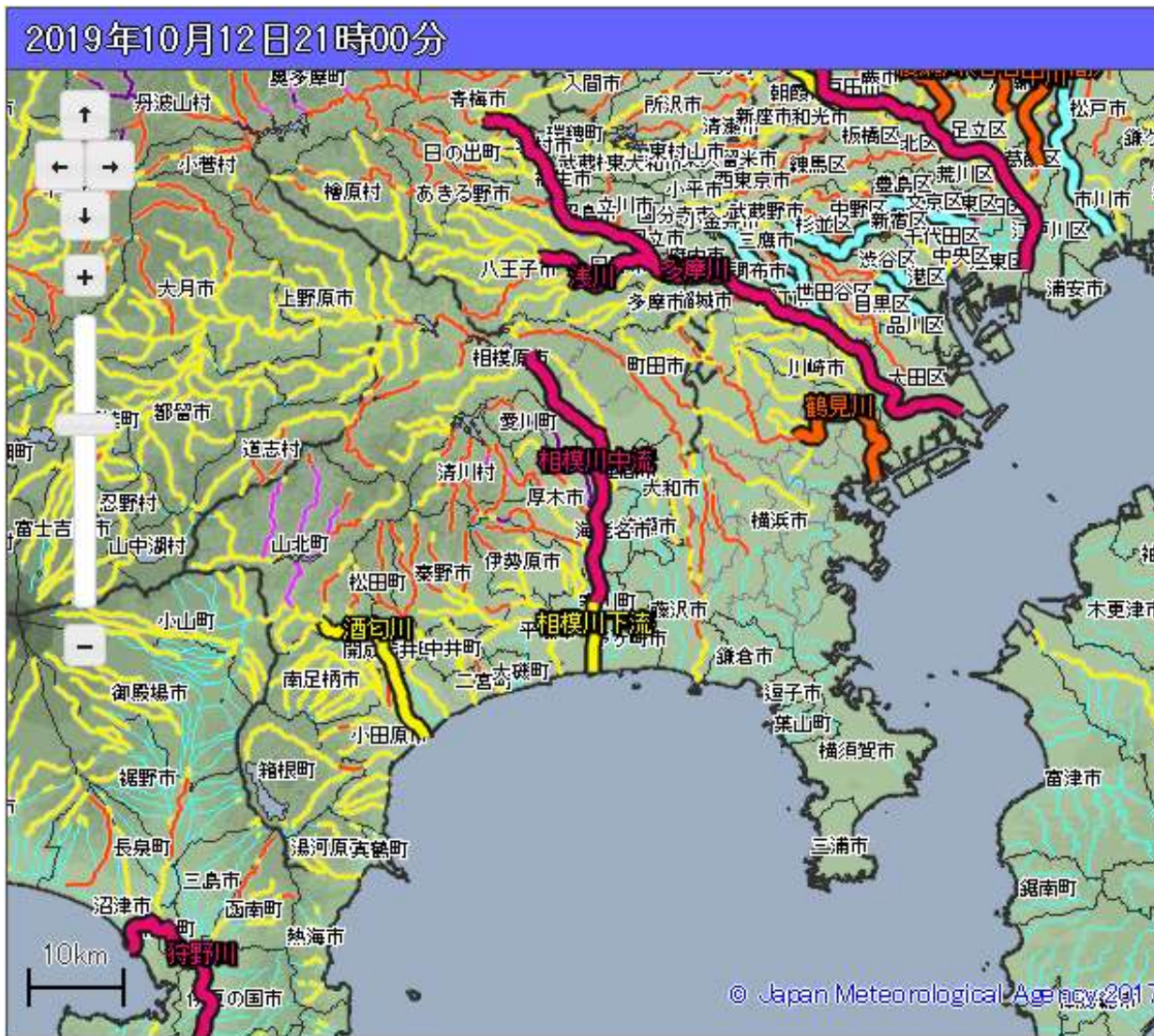
<令和元年10月12日21時 台風第19号時の例>

藤沢市周辺を最大に拡大しツールを表示させた画面⇒



洪水警報の危険度分布

流域雨量指数による危険度の状況を示した分布図



・河川ごとに、3時間先までに到達すると予測される基準値の危険度が表示されます。

・10分ごとに更新されます。

<令和元年10月12日21時 台風第19号時の例>

降水量により算出した指数によるもので水位情報とは異なります。

特別警報の種類と発表基準

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれ
が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

平成25年8月運用開始

特別警報が発表された場合は、既に災害が発生している可能性があります。

(他に地震や火山噴火を対象とした特別警報もあります)

50年に一度の値 (藤沢市の基準)

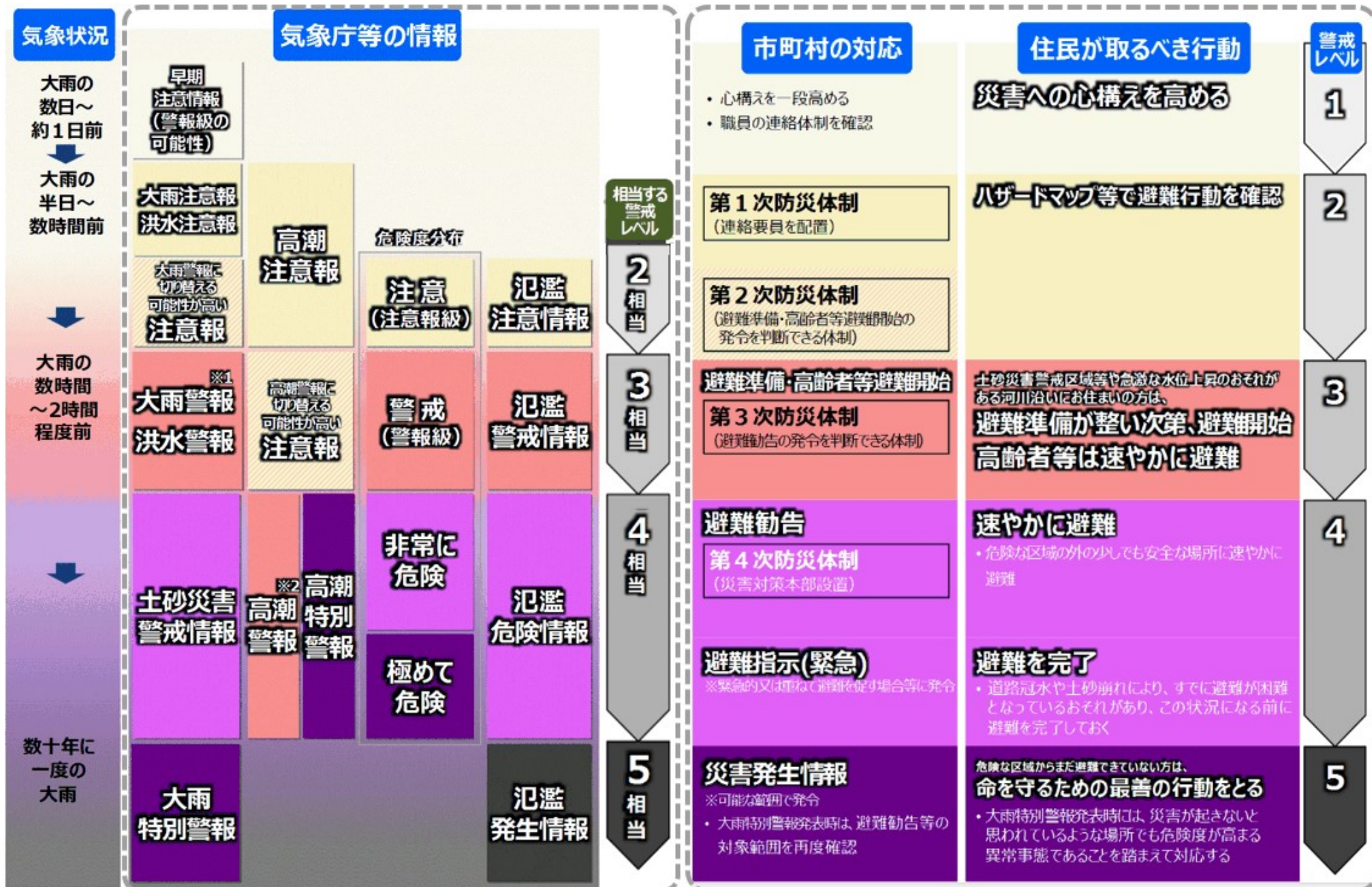
48時間降水量 347mm

3時間降水量 134mm

土壌雨量指数 218

(各地の基準は気象庁ホームページに記載)

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報



その他の情報について

＜記録的短時間大雨情報＞

大雨警報発表時に、**現在の降雨が**その地域にとって災害の発生につながるような、**稀にしか観測しない雨量**であることをお知らせするために発表します。神奈川県の発表基準は1時間雨量100ミリです。

＜指定河川洪水予報＞

あらかじめ指定した**防災上重要な河川**に対して、**氾濫の危険性が高まったとき**に国土交通省または都道府県と気象庁の共同で発表されます。県内の対象河川は「多摩川」「鶴見川」「相模川」「酒匂川」です。

＜土砂災害警戒情報＞

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、**土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき**に、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁の共同で市町村ごとに発表されます。

レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）

気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料 知識・解説 気象庁について 案内・申請

レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻):全国

地方 全国 印刷 再読み込み

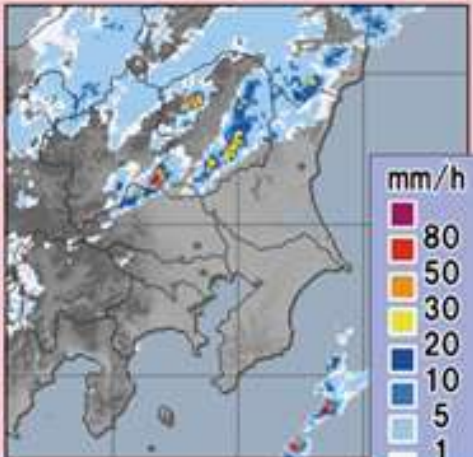
表示時間 < 12/28 13:35 > 最新

動画方法 1時間前から1時間後まで 動画表示 動画開始 動画停止

降水 雷 竜巻発生確度

平成20年12月28日13時35分 (13:35 JST, 28 December, 2017)

レーダー・降水ナウキャスト




mm/h

- 80
- 50
- 30
- 20
- 10
- 5
- 1

雨の降る場所や強さを表します。

雷ナウキャスト

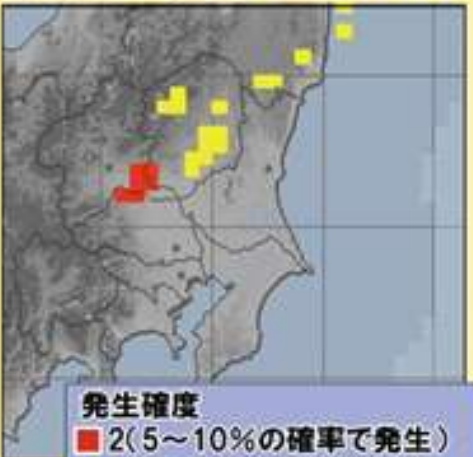


活動度

- 4(激しい雷)
- 3(やや激しい雷)
- 2(雷あり)
- 1(雷可能性あり)

雷活動の激しさを活動度で表します。今後雷が発生する可能性の高い領域も表します。

竜巻発生確度ナウキャスト



発生確度

- 2(5~10%の確率で発生)
- 1(1~5%の確率で発生)

激しい突風が発生する可能性の高さに応じて、発生確度で表します。

現在から1時間後までの状況を予想した情報です。

雨の様子（高解像度降水ナウキャスト、降水短時間予報）

雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）



※使い方をクリックすると色々なメニューが表示されます。

3時間前から1時間後までの雲の動き、30分後までの強い雨の範囲、雷の活動度、放電の箇所、竜巻発生確度、アメダスの雨量等を、1枚の画面で重ねてみるができます。

今後の雨（降水短時間予報）



12時間前から15時間後までの降水量の分布を見ることができます。6時間先までは10分ごと、7時間から15時間先までは1時間ごとに更新されます。

ホームページから気象情報を確認する

<気象庁> 防災情報をクリック



<横浜地方気象台> このバナーをクリック (気象庁HPデータリンク集)



横浜地方気象台のホームページでは、トップページに諸々の気象情報を一括してみる事ができるバナーを用意しています。



4. 避難確保計画の作成方法

藤沢市

1. 避難確保計画の作成にあたっての参考資料

藤沢市 Fujisawa City

文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ Foreign Language 携帯サイト お問い合わせ

- ホーム
- 防災・防犯**
- 暮らし・手続き
- 健康・福祉・子育て
- 教育・文化・スポーツ
- まちづくり・環境
- 仕事・産業
- 市政情報

2020応援団 藤沢ビッグウェーブ、ボランティアに参加して
**東京2020大会を
藤沢から盛り上げよう！**

東京オリンピック・パラリンピック開催準備室 特設ホームページにリンクします。

気象情報 2020年2月7日 15時55分 発表 [乾燥注意報が継続になりました。](#)

藤沢市の天気
2月7日 2月8日
藤沢市防災気象情報

観光情報

検索メニュー
サイト内検索 キーワードを入力 AND検索 OR検索 検索 検索方法
検索範囲 藤沢市サイト全体検索

注目キーワード [ごみ検索](#) [採用情報](#) [公園・広場](#) [市民センター](#) [庁舎のご案内](#)

よく見られる [施設案内・予約](#) [子育て](#) [戸籍・住民の手続き](#)

1. 避難確保計画の作成にあたっての参考資料

ホーム

防災・防犯

暮らし・手続き

健康・福祉・子育て

教育・文化・スポーツ

まちづくり・環境

仕事・産業

市政情報

ホーム > 防災・防犯



新着情報

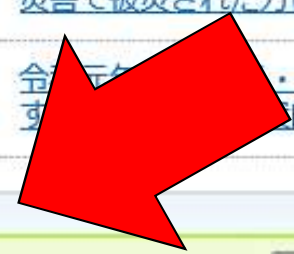
2月7日 [学校給食食材の放射能濃度について](#)

2月5日 [藤沢市月間火災件数等](#)

2月3日 [降雪時の備えについて](#)

1月24日 [災害で被災された方に対する支援制度](#)

1月24日 [令和元年台風19号により被災された方及び事業者に対する支援について](#)



通報・緊急連絡

緊急の際の連絡先や通報を紹介しています。



防災

災害・防災に関する情報を紹介しています。



消防

消防関連のお知らせ、予防運動を紹介しています。



防犯

交通安全

検索メニュー

サイト内検索

AND検索 OR検索

藤沢市サイト全体検索

検索

検索方法

1. 避難確保計画の作成にあたっての参考資料

ホーム

防災・防犯

暮らし・手続き

健康・福祉・子育て

教育・文化・スポーツ

まちづくり・環境

仕事・産業

市政情報

● 防災・防犯

[交通安全](#)

[防犯](#)

[消防](#)

[ホーム](#) > [防災・防犯](#) > 防災

更新日：2015年9月30日

防災

[要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について](#)

[令和元年台風第19号災害義援金を配分します](#)

- [台風19号により被害を受けた方を対象にブルーシートを配布します](#)
- [防災情報はいろいろあるけどいつ避難すればいいの？](#)
- [津波避難ビル](#)
- [「Yahoo!防災速報」を活用して防災情報を配信します](#)
- [大規模災害に備えて災害時福祉ボランティアを募集します](#)
- [津波避難ビル指定区域の見直し等について](#)
- [指定緊急避難場所・指定避難所の指定について](#)
- [防災対策には女性の視点が大切です！](#)
- [防災倉庫に掲載する広告を募集します](#)
- [神奈川県による「境川の洪水浸水想定区域」の指定・公表について](#)
- [平成31年度 防災ラジオの有償頒布について](#)
- [帰宅困難者対策](#)
- [防災訓練（起震車・防災講話等）実施届について](#)

1. 避難確保計画の作成にあたっての参考資料

避難施設

[災害・防災に関する情報](#)

[「土のう」の配布について](#)

[水害避難所について](#)

[全国瞬時警報システムの全国一斉試験放送の実施について](#)

[感震ブレーカーについて](#)

[スマートフォンアプリ「ふじさわ街歩きナビ」事業終了のお知らせ](#)

[「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の違いについて理解しましょう](#)

[ふじさわシティWi-Fi](#)

[防災訓練（起震車・防災講話等）実施届について](#)

避難確保計画作成の手引き・様式

■ 想定される災害種別が「洪水」の場合

[藤沢市版避難確保計画様式（洪水）（ワード：262KB）](#)

[藤沢市版避難確保計画様式【記入例】（洪水）（PDF：732KB）](#)

[要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（PDF：534KB）](#)

[医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（PDF：572KB）](#)

[要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）（PDF：2,053KB）](#)

[藤沢市避難確保計画チェックリスト（ワード：26KB）](#)

■ 想定される災害種別が「土砂災害」の場合

[藤沢市版避難確保計画様式（土砂）（ワード：234KB）](#)

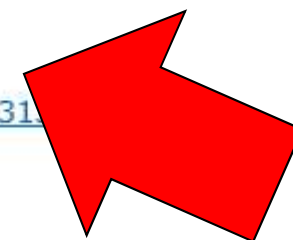
[藤沢市版避難確保計画様式【記入例】（土砂）（PDF：723KB）](#)

[要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（PDF：2,311KB）](#)

[藤沢市避難確保計画チェックリスト（ワード：26KB）](#)

■ その他参考資料

作成の手引きや様式をダウンロードすることができます。



2. 避難確保計画の内容

様式編 目次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、提出する様式
【様式1～6】
※様式6は自衛水防組織を設置した場合のみ提出

個人情報等が含まれるため、提出する必要がない様式
※別添，別表1，別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

3.【様式1】 計画の目的・報告・適用範囲

様式 1

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

①計画の目的を記入

②計画を作成したことを市に報告する文面を記載

③施設の人数を記載

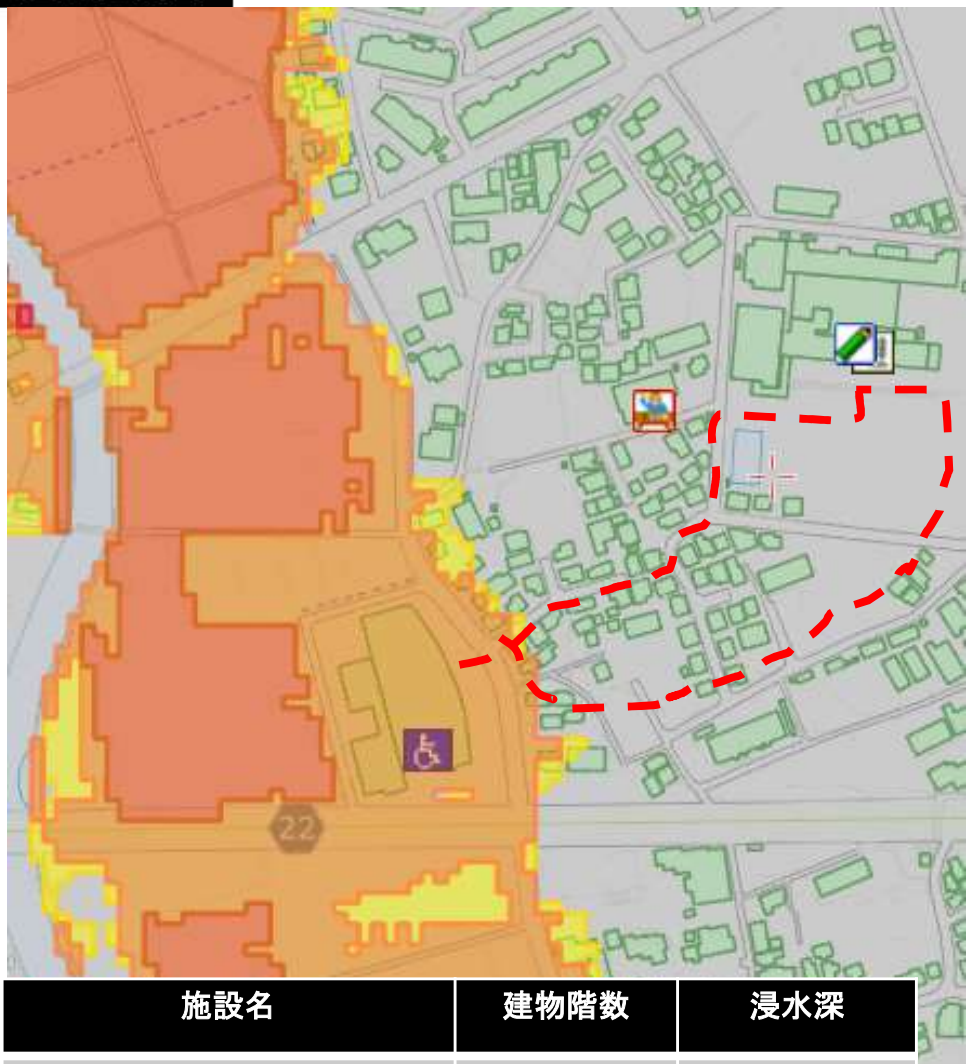
4.【別紙1】 避難経路図

別紙 1

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、浸水想定区域図「の想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



作成のポイント！

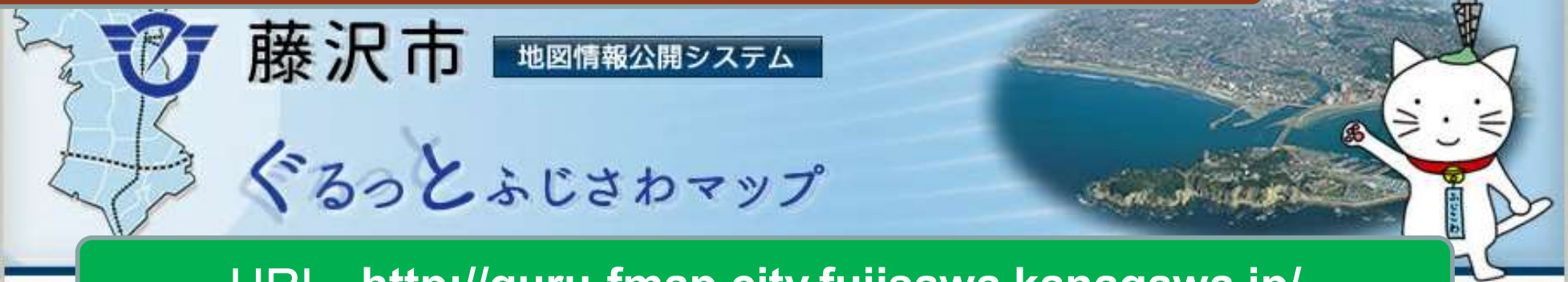
- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【立ち退き避難を基本】としましょう。
- 立退き避難を検討した上で、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は屋内安全確保等、命が助かる可能性の高い避難行動を検討して下さい。

作成の手順

- ①浸水想定区域図（土砂災害警戒区域図）を用意する。
※説明会開催通知に同封した、区域図もご活用ください。
- ②施設の場所を確認する。
- ③施設周辺の浸水深を確認する。（洪水）
- ④安全な場所を探す。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

5.【別紙1】避難経路図

手順① 浸水想定区域図（土砂災害警戒区域図）を用意する。





URL <http://guru-fmap.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

このサイトについて

ぐるっとふじさわマップ（藤沢市地図情報公開システム）は、藤沢市が所有する様々な地図情報を公開・提供サイトです。
ぐるっとふじさわマップのご利用にあたっては、利用規約の内容を必ずご確認ください。

- 利用規約
- お知らせ
- 操作説明

公開地図一覧

防災	
藤沢市津波ハザードマップ WMS ⓘ	
	更新 2019/8/20 藤沢市津波ハザードマップです。藤沢防災ナビの電子防災マップとして公開しています。 ■外部リンク 「ふじさわ防災ナビ」 ■問い合わせ先 防災安全部 防災政策課 電話番号：0466-25-1111（内線）2417
藤沢市地域危険度マップ WMS ⓘ	
	更新 2015/4/24 藤沢市地域危険度マップです。藤沢防災ナビの電子防災マップとして公開しています。 ■外部リンク

6.【別紙1】 避難経路図

最新の浸水想定区域図は、こちらから確認してください。説明会開催通知に同封した区域図は想定最大規模に対応しています。市では令和2年度にハザードマップの改定を予定しています。

The screenshot displays a web portal with two main sections. The top section is titled "浸水想定区域図 (想定最大規模)" (Flood Hazard Map (Maximum Assumed Scale)) and includes a thumbnail map of the city, a "WMS" icon, and a "更新" (Update) date of 2019/10/11. The text below the thumbnail explains that this is the latest flood hazard map for the city, based on data from the Kanagawa Prefecture River Authority. It provides an external link to a page about flood hazard maps and contact information for the Disaster Safety Department, Disaster Policy Section (phone: 0466-25-1111, ext. 2417). The bottom section is titled "救急" (Emergency) and "救急セーフティステーション・AEDマップ" (Emergency Safe Station・AED Map). It features a thumbnail map with red heart icons, a "WMS" icon, and a "更新" (Update) date of 2019/3/12. The text describes it as a map where AED locations in the city can be searched. It also provides an external link to the "ふじさわAEDマップ" (Fujisawa AED Map) and contact information for the Fire Department, Emergency Life-Saving Section (phone: 0466-25-1111, ext. 2417).

■外部リンク
「ふじさわ防災ナビ」

■問い合わせ先
防災安全部 防災政策課
電話番号：0466-25-1111 (内線) 2417

浸水想定区域図 (想定最大規模) WMS

更新 2019/10/11
藤沢市の浸水想定区域図 (想定最大規模) です。最新の浸水想定区域はこちらをご参照ください。河川管理者である神奈川県が、水防法の規定に基づき指定・公表したデータを表示しています。

■外部リンク
河川の氾濫による「洪水浸水想定区域図」等について (神奈川県ホームページ)

■問い合わせ先
防災安全部 防災政策課
電話番号：0466-25-1111 (内線) 2417

救急

救急セーフティステーション・AEDマップ WMS

更新 2019/3/12
市内のAEDの設置場所が検索できるマップです。

■外部リンク
「ふじさわAEDマップ」

■問い合わせ先
消防局 救急救命課

7.【別紙1】 避難経路図

手順② 施設の場所を確認する。(カーソルを移動させ、地図を拡大する)



手順③ 施設周辺の浸水深を確認する。(洪水のみ)

8.【別紙1】避難経路図

手順④ 安全な場所を探す。

(この場合は、浸水想定区域外で水害避難所に指定されている小学校。)

手順⑤ 危険箇所を避け、避難場所までの避難経路に色を塗る。避難経路の途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難経路を検討する。

留意事項

- 浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。(屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。)
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

9.【別紙1】避難経路図

屋内安全確保を検討する場合

立退き避難を検討した上で、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は屋内安全確保（建物の上階への避難や崖から離れた部屋への避難）等、命が助かる可能性の高い避難行動を検討します。

ただし、次の条件に該当する場合は、屋内安全確保はできません。

○施設が倒壊するような「家屋倒壊等氾濫想定区域（※）」内に施設がある場合。

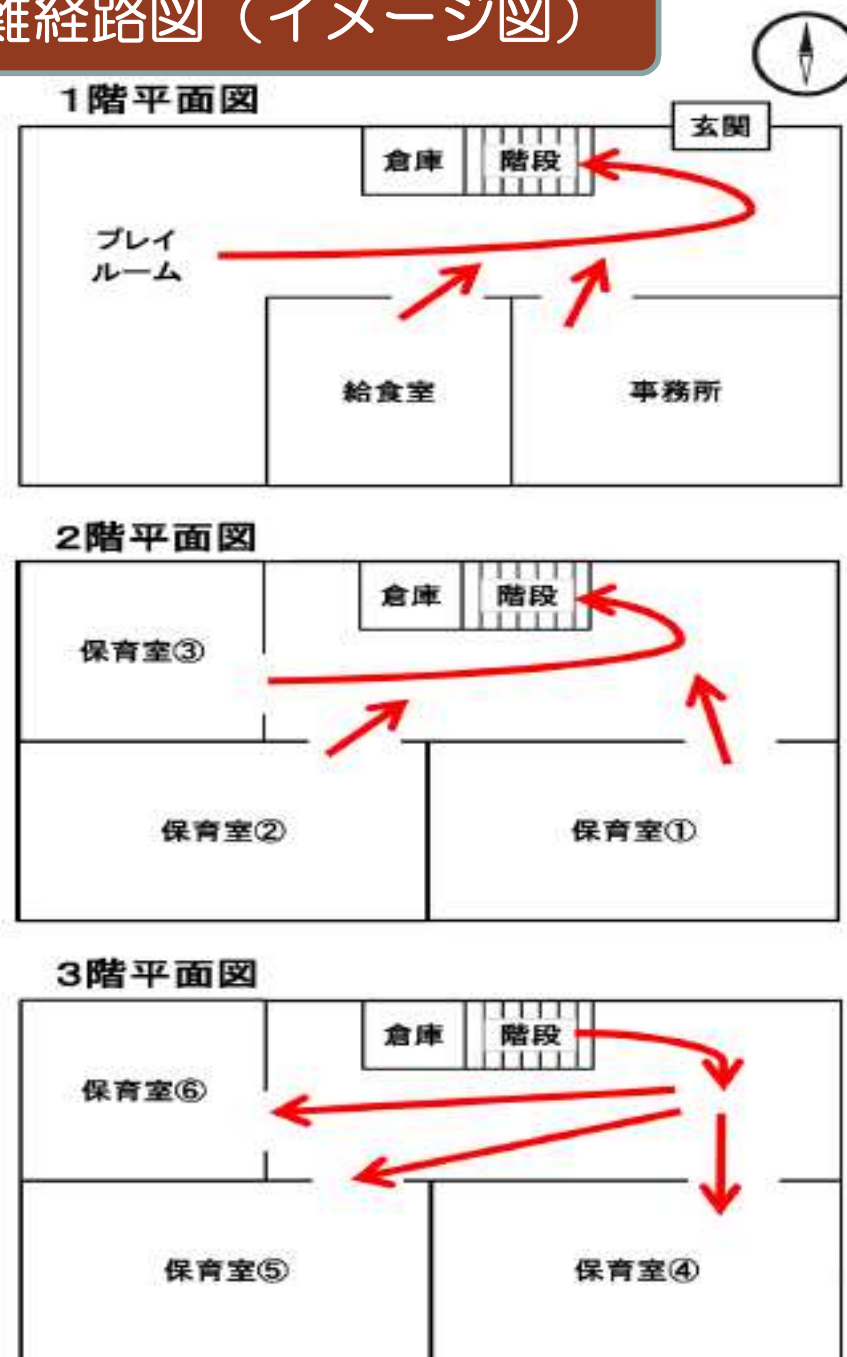
○施設の全階層が水没してしまう恐れがある場合。

（※神奈川県ホームページから確認することができます。URL：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p10394>

90.html

避難経路図（イメージ図）



10.【様式2】防災体制

様式2

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

作成のポイント！

- どのようなときに、どのような体制をとるかを定める。
- いつ避難すればよいのかを知る・定める。

作成の手順

- ① 「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉の意味を知る。
- ② 気象情報を見かたを知る。
- ③ 雨量情報、水位情報、土砂災害の危険度情報を見かたを知る。
- ④ 施設の防災体制をつくる。

11.【様式2】防災体制

手順① 「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉の意味を知る。

	警戒レベル	避難情報など	避難行動（とるべき行動）
大 危険度	警戒レベル 5 [市が発令]	災害発生情報 ※2	既に災害が発生しています。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。 
	警戒レベル 4 [市が発令] 全員避難	避難勧告 ※3 避難指示(緊急)	速やかに避難しましょう。 避難先までの移動が危険と思われる場合は、 近くの安全な場所への避難や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。 
	警戒レベル 3 [市が発令] 高齢者等は避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に時間を要する人 (ご高齢の方、障害のある方、 乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。
	警戒レベル 2 [気象庁が発表]	大雨注意報 洪水注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。 
	警戒レベル 1 [気象庁が発表]	早期注意情報 (警報級の可能性)	今後、大雨警報などが発表される可能性が あります。災害への心構えを高めましょう。

12.【様式2】防災体制

手順② 気象情報を見かたを知る。

手順③ 雨量情報、水位情報、土砂災害の危険度情報を見かたを知る。

情報内容	取得機関	URL・連絡先
台風等の各種気象情報	気象庁HP	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
	横浜地方気象台	https://www.jma-net.go.jp/yokohama/
雨量水位情報	神奈川県HP 「神奈川県雨量水位情報」	https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/
土砂災害情報	神奈川県土砂災害情報ポータル	http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html
県内の 防災情報	神奈川県災害情報ポータル	https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/
避難勧告等の情報	ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション	http://bosaiinfo.city.fujisawa.kanagawa.jp/
	ふじさわメールマガジン配信サービス	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/shise/koho/sonota/m-magazine/index.html
電話に関する情報	NTT	113
地デジ・データ放送の防災情報	NHK 等	地デジ対応テレビのリモコンで「dボタン」を押す

13.【様式2】防災体制

手順④ 施設の防災体制をつくる。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>以下のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報 発表。 <p>記入例を参考に、対象となる河川の情報に記載してください。</p>	注意体制確立		
<p>以下のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始 発令。 洪水警報 発表。 <p>記入例を参考に、対象となる河川の情報に記載してください。</p>	警戒体制確立	記入例を参考に必要な項目を記載してください。	
<p>以下のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告又は避難指示(緊急) 発令。 <p>記入例を参考に、対象となる河川の情報に記載してください。</p>	非常体制確立		

【体制の確立の判断時期】
記入例を参考に河川や土砂災害の情報を追記してください。

【活動内容・対応要員】
記入例を参考に必要な項目を記載してください。

14.【様式3】情報収集・伝達

様式3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ・ラジオ ○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」 ○気象庁ホームページ ○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 など
洪水予報・河川水位	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○防災ラジオ ○TVデータ放送 ○テレドーム（防災行政無線放送の電話確認サービス、0180-994-144） ○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」 ○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 ○緊急速報メール※ ○ツイッター（@Bousai_Fujisawa） など

作成のポイント！

■誰が、どのような手段で、そのような情報を収集するのか（情報収集伝達要員とその役割）を決める。

作成の手順

①防災情報の収集方法を決定する。

※様式では、あらかじめ推奨する情報の収集方法を記入してありますのでご活用ください。

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

15.【様式3】情報収集・伝達

防災行政無線（屋外スピーカー）の放送内容の情報は次の手段でも確認可能です。

防災ラジオ

防災行政無線と連動してレディオ湘南から受信される緊急割込放送を自動受信することができます。

避難確保計画の作成が必要な施設には、避難確保計画提出時に無償で貸与しますので、まだお持ちでない施設がございましたら、ご連絡ください。

連絡先 防災政策課（電話50-8380）



メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」

天気予報、気象庁警報、注意報、防災情報などを配信します。

次のアドレスに空メールを送信して登録。mm@fuji-anshin.net

ふじさわ防災ナビ～ツイッター

気象情報を始めとする防災情報を配信します。

https://twitter.com/Bousai_Fujisawa

テレドーム

防災行政無線の放送内容が自動音声で流れます。

電話番号：0180-994-144

スマートフォンアプリ

市が提供した情報を通知します。

- Yahoo! 防災速報
- NHKニュース・防災など

いずれかの手段で情報を入
手できる体制を整えてください。

16.【様式4】避難誘導

様式4

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保			

屋内安全確保の場合は、施設内の避難場所の階数や部屋の名前等を書きましょう。

作成のポイント！

■誰が、誰をどのように避難されるか（避難誘導要員）を決める。

作成の手順

①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。

※ぐるっとふじさわマップには距離計測機能があります。



③必要な車両台数、人数を確保できる体制を確保する。

17.【様式5】避難確保を図るための施設の整備

様式5

作成のポイント！

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス、 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー。
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料。
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__L） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分）、 <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具。
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき。
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬。
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも。
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル、 <input type="checkbox"/> （ ）。

浸水を防ぐための対策

<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板、 <input type="checkbox"/> その他（ ）。

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

■情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。

■避難所等での避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。

■水害時に活用できる状態かを確認する。

作成の手順

①必要な資機材を追記する。

※様式には、あらかじめ推奨する備蓄品が記入されています。

18.【様式6】 自衛水防組織の業務に関する事項

洪水浸水想定区域内の施設で、自衛防災組織を設置する場合のみ作成

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

様式6

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

②研修・訓練計画は【様式5】
に基づいて記述する

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織設置を記入する。
- ②研修及び訓練計画を記入する。

留意事項：自衛水防組織の設置について

- ・ 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。設置した場合、市町村への報告が必要です。
- ・ 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

19.【別添】自衛水防組織活動要領

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

①施設名に変更する

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

20.【別表1・別表2】 自衛水防組織の業務

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

管理権限者 () (代行者)

組織・情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

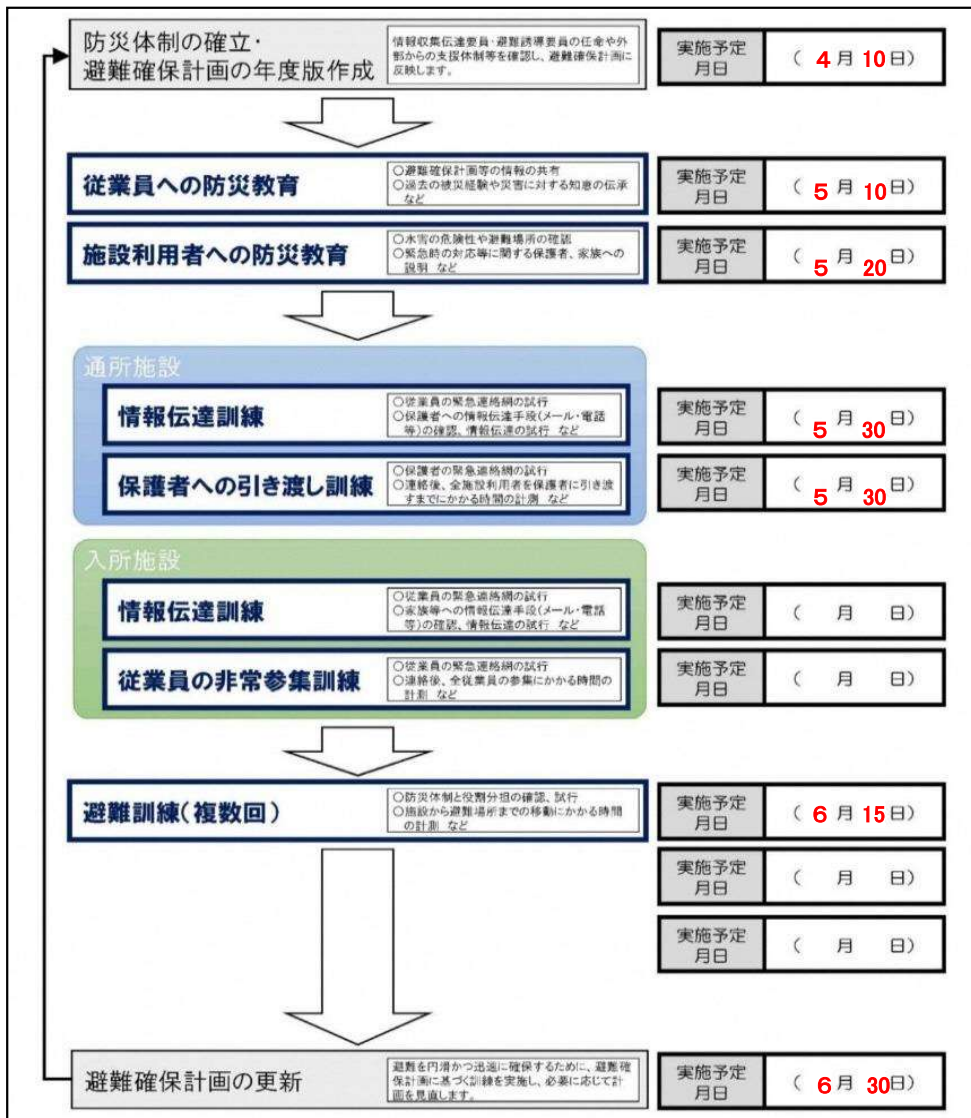
21.【様式7】防災教育及び訓練

※市への提出は不要です。

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】



作成の手順

- ①訓練内容と実施月を記入する。
- ②従業員と施設利用者の防災教育の日程を決める。
- ③防災訓練の実施日は、出水期(6~10月)までに設定する。
- ④訓練結果を踏まえ、計画の見直し時期を決める。

22.【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表 ※市への提出は不要です。

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

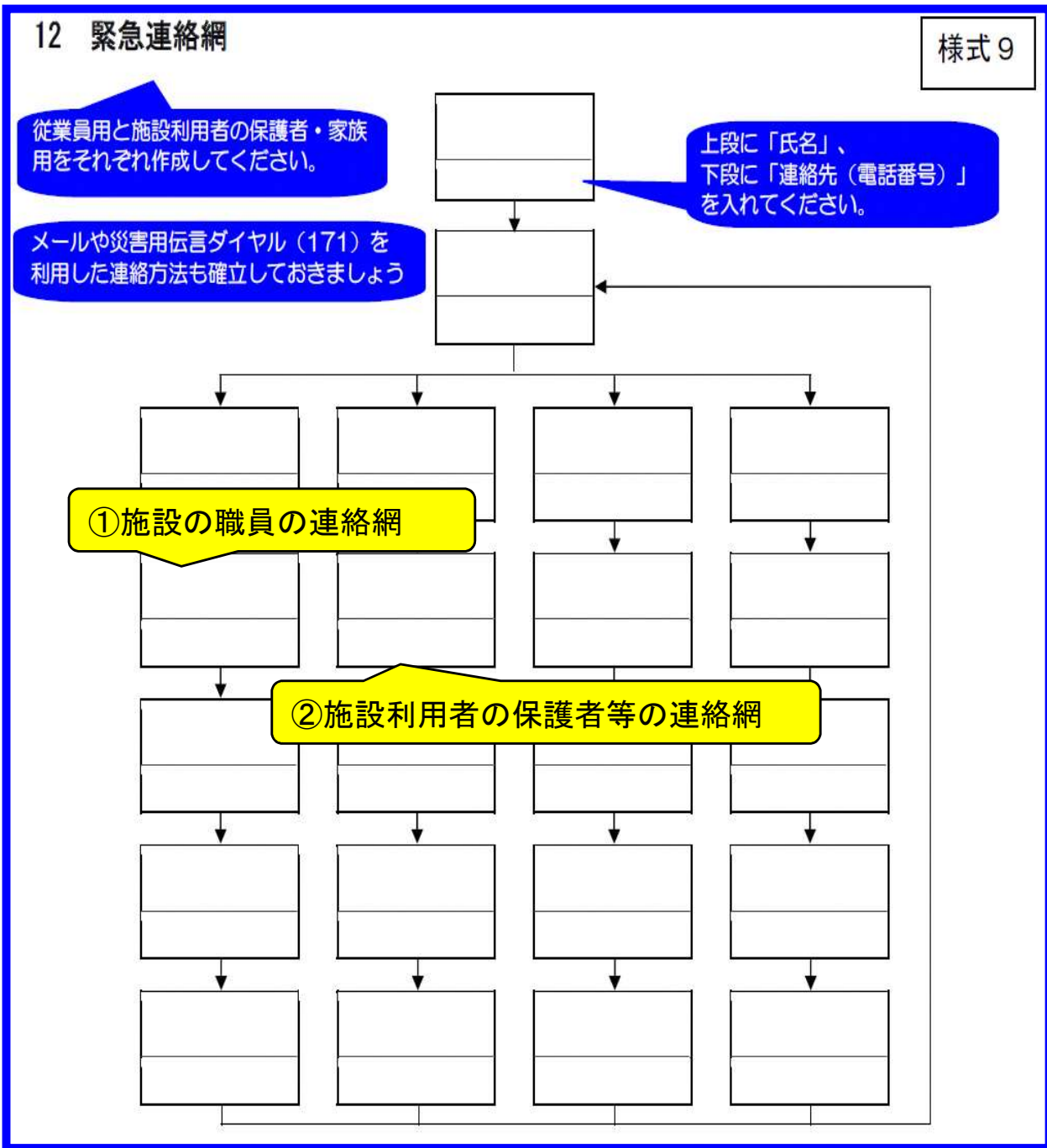
作成のポイント！

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

作成の手順

- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
- ②施設利用者の緊急連絡先となる情報（氏名、続柄、電話番号、住所）を記入する。

23.【様式9】 緊急連絡網 ※市への提出は不要です。



作成のポイント！

- 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。（例：連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する 等）
- 連絡先は定期的な更新が必要です。

作成の手順

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を作成する。

24.【様式10】 外部機関等への緊急連絡先一覧表 ※市への提出は不要です。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
鎌沢市（施設関係課）					
鎌沢市（防災担当課）	危機管理課	0466-25-1111			
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

作成の手順

①必要な外部機関の連絡先を記入。

26.【様式12】防災体制一覧表 ※市への提出は不要です。

15 防災体制一覧表

様式12

管理権限者（ ）（代行者 ）

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長（ ）	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（ ）名	
	・	
	・	
	・	

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長（ ）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員（ ）名	
	・	
	・	
	・	

作成のポイント！

- 責任者がいない場合を想定しておく。
- 事前に決めておいた担当者がいない場合を想定しておく。

作成の手順

- ① 各要員の役割に適した担当者を決める。
- ② 各要員の対応内容を決める。
- ③ 様式11の利用者と従業員数、移動手段等の「避難誘導方法」との整合を図る。

27. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
 消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)
 自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)
 「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)
 「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)
 洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)
 従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
 第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人被害の軽減を図ることを目的とする。
 また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)
 第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

(洪水時の活動)
 第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..

項目を追加

(洪水時の避難誘導)
 第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
 (1) 避難場所・経路
 ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 ・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
 (2) 避難誘導方法
 ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)
 第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)
 第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 (2) 情報収集・伝達に係る訓練 (3) 避難誘導に係る訓練
新入社員	その都度	
自衛水防組織	〇〇月	

項目を追加

28. 【避難確保計画チェックリスト】記載項目の点検を実施

藤沢市 避難確保計画チェックリスト

施設名			
所在地			
連絡先	(担当者)		
	(電話)		(メール)

※提出にあたっては、セルフチェックをお願いします。

チェック項目	セルフチェック	チェックがつかない場合の理由
(ア) 防災体制、情報収集・伝達【様式2・様式3関係】		
◆防災情報（気象情報・避難情報等）の収集・伝達が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
◆誰がどうやって何の情報を収集し、誰にどうやって伝達するか明確に記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
◆【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令で、避難行動をとることとなっているか。	<input type="checkbox"/>	
◆【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令がない場合でも、気象情報等から避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか。	<input type="checkbox"/>	
(イ) 避難誘導【様式4関係】		
◆「近隣の安全な場所」への避難や「屋内の安全な場所」への避難等、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	
◆設定されている避難先（水害避難所、近隣の安全な場所、屋内の安全な場所）が利用者の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか。	<input type="checkbox"/>	
◆浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難経路の設定となっているか。	<input type="checkbox"/>	
◆危険箇所を避難経路に設定していないか。（地下道、川沿い、かけの近く等）	<input type="checkbox"/>	
◆避難経路の途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難経路を構築しているか。	<input type="checkbox"/>	
◆職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう事前に調整されているか。	<input type="checkbox"/>	
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備【様式5関係】		

作成のポイント！

■記載内容に漏れがないか、チェックリストを使って確認。

作成の手順

- ①施設の情報を入力。
- ②チェック項目の内容について、記載がある場合は、セルフチェック欄をチェック。
- ③チェックがつかないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記入。
- ④避難確保計画と合わせて提出。

29. 避難確保計画の提出について

避難確保計画を作成、修正(※)した場合は、「避難確保計画」(2部)と「避難確保計画チェックリスト」を2020年5月末までに提出してください。

提出先 危機管理課(本庁舎7階)

電話 0466-25-1111

※修正について、軽微な修正の場合は報告する必要はありません。

軽微な修正とは、施設の利用者・職員数の変更、情報収集手段の追加、避難確保資機材の更新、防災教育及び訓練実施月の変更などを指します。

なお、防災体制や避難場所の変更等、避難体制等に関する内容を修正した場合は、再度、提出をお願いいたします。